

第1次嘉麻市総合計画

“母なる遠賀川源流の恵みに満ちたふれあいと安心のまち”

遠賀川ハートフル嘉麻の里の創造

福岡県 嘉麻市

第1次嘉麻市総合計画

“母なる遠賀川源流の恵みに満ちたふれあいと安心のまち”

遠賀川ハートフル嘉麻の里の創造



福岡県 嘉麻市

第1次嘉麻市総合計画策定にあたって



嘉麻市を構成する旧山田市、旧稲築町、旧碓井町及び旧嘉穂町の1市3町は、時代の要請や住民ニーズに応えるべく、これまできめ細かな施策を展開し、行財政改革に取り組んできました。

しかし、日常生活圏の拡大、少子高齢化や地方分権への対応、さらには、国の構造改革（三位一体改革）等による慢性的な財源不足などのため、持続的な保健、医療、福祉をはじめとした行政サービスの提供が困難な状況から、平成18年3月27日をもって合併し、嘉麻市が発足いたしました。

今回の合併の意義は、地方分権型社会の実現を目指すことを前提に、総合的なまちづくりや行政サービスの維持・向上、行財政運営の効率化と基盤の強化を行うことにあります。

第1次嘉麻市総合計画では、合併市町の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上などを図るとともに、地域の均衡ある発展に資するよう適切に配慮し、それぞれの地域の個性を大切にしながら社会、経済情勢の変化を踏まえ、地域社会の振興のための施策を総合的に展開し、本計画の目指すべき将来像「“母なる遠賀川源流の恵みに満ちたふれあいと安心のまち” 遠賀川ハートフル嘉麻の里の創造」を実現するため、魅力あるまちづくりを推進いたします。

本計画の策定にあたっては、総合計画策定審議会、まちづくり市民部会などの委員各位には、熱心にご審議いただき、また、貴重なご意見等を頂戴しましたことを心から感謝申し上げます。

今後、本計画実現に向け、議会をはじめ市民の皆様並びに関係各位のより一層のご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

平成19年3月

嘉麻市長 松岡 賛

目 次

第1編 序 論	1
第1章 計画策定の背景と目的	3
第2章 計画の概要	4
1 計画の位置づけと性格.....	4
2 計画の構成と期間.....	4
■総合計画の構成図■.....	5
第3章 嘉麻市のあゆみと特性	6
1 嘉麻市のあゆみ.....	6
2 嘉麻市の特性.....	7
第4章 時代の潮流	9
1 地方分権時代の到来.....	9
2 協働のまちづくりの時代の到来.....	9
3 少子・高齢化の急速な進行.....	9
4 地球規模での環境保全意識の高まり.....	10
5 安全で安心して暮らせる社会の形成.....	10
6 I T時代・国際化の進展.....	10
7 人と人との共生の時代の到来.....	11
第5章 嘉麻市の主要課題	12
1 地方分権時代における協働のまちづくり.....	12
2 高齢者、子育て世代が安心して暮らせる環境づくり.....	12
3 将来の世代を考慮した総合的な環境対策.....	12
4 災害に強く、安全で安心な地域社会の形成.....	12
5 高度情報化への対応.....	13
6 市民自治の推進とコミュニティの醸成.....	13
7 効率的・効果的な財政運営への取組み.....	13

第2編 基本構想	15
第1章 まちづくりの将来像	17
第2章 土地利用構想	18
1 土地利用の基本方針.....	18
2 地域別土地利用方針.....	18
■土地利用構想図■.....	21
第3章 施策の大綱	22
1 将来像を実現するための体系.....	22
2 視点.....	23
(1) 市民との協働.....	23
(2) 健全な財政運営.....	23
3 基本方針と施策の内容.....	24
(1) 活力ある産業振興によるまちづくり.....	24
(2) 健やかで心安らぐ福祉のまちづくり.....	25
(3) 豊かな自然と共生する環境のまちづくり.....	26
(4) 心豊かな人を育むまちづくり.....	28
(5) 住みよさが感じられる交流のまちづくり.....	30
(6) 市民と行政による協働のまちづくり.....	31
(7) 広域的視点からのまちづくり.....	32
■本市の広域交流軸■.....	33
4 活性化プロジェクト.....	34
(1) 情報・教育のまちづくりプロジェクト.....	34
(2) 市内、域外の交流を促進する交通環境整備プロジェクト.....	34
(3) 心のふるさと文化圏形成プロジェクト.....	35
(4) 遠賀川クリーンアッププロジェクト.....	35
(5) 嘉麻市イメージアッププロジェクト.....	36

第3編 基本計画 37

第1章 活力ある産業振興によるまちづくり 39

- 1 自然を活かした嘉麻市ブランドの農林業の振興 40
- 2 地域の特性を活かした産業の振興 43
- 3 活気がありふれあいのある商業の振興 45
- 4 豊かな資源を輝かせる観光の振興 47
- 5 勤労者福祉の充実と消費者の意識の向上 49

第2章 健やかで心安らぐ福祉のまちづくり 51

- 1 生涯にわたるいきいきした健康社会の実現 52
- 2 高齢者の笑顔が美しい元気なまちの実現 54
- 3 子育て支援の推進 56
- 4 ノーマライゼーションの理念に基づく障がい者福祉の充実 58
- 5 安心、ゆとりのある地域福祉の実現 60

第3章 豊かな自然と共生する環境のまちづくり 61

- 1 豊かな自然環境の保護 62
- 2 快適な生活環境の創造 64
- 3 心安らぐ公園・緑地の整備 65
- 4 環境にやさしいまちづくり 66
- 5 安心・安全確保のまちづくり 68

第4章 心豊かな人を育むまちづくり 71

- 1 生きる力を育む学校教育の充実 72
- 2 次代を担う青少年の健全育成 74
- 3 お互いに学ぶ生涯学習の推進 76
- 4 健康な体づくり生涯スポーツの推進 78
- 5 心豊かな人を育む芸術・文化の創造 80
- 6 歴史的・文化的遺産の保護と活用 82

第5章 住みよさが感じられる交流のまちづくり 84

- 1 計画的な土地利用の推進 85
- 2 利便性を高める道路・公共交通の整備 86
- 3 魅力ある住環境づくり 88
- 4 地域に活力を持たせる情報・通信体制の整備 89

第6章 市民と行政による協働のまちづくり 91

- 1 人権教育・人権啓発の推進 92
- 2 男女共同参画の推進 93
- 3 多様な交流によるまちづくりの推進 95
- 4 市民参加のまちづくりと嘉麻市自治基本条例（仮称）の制定 97
- 5 効率的な行財政運営の推進 99

第7章 広域的視点からのまちづくり 101

- 1 広域的地域交流・連携の推進 102
- 2 飯塚市・桂川町との連携強化 104

資料編 107

第1編



序 論

第1章 計画策定の背景と目的

少子・高齢化の進行や高度情報化、地球規模での環境破壊、厳しい行財政状況など昨今の我が国を取り巻く時代環境は急激に変化していますが、一方で市民ニーズの高度化・多様化がますます進むことが予想されます。

地方自治体においても新たな地方のあり方が問われ、地域の実情や市民ニーズを的確に反映させるべく自己決定・自己責任による地方分権時代に対応できる自治能力の向上を図ることが求められています。

また、これからのまちづくりには、市民と行政などのあらゆる関係者が、ともに考え、支え合う協働のまちづくりへの転換が必要となっています。

このように地方においても大きな転換期を迎え、行政課題として全国的に市町村合併が進められる中、平成18年3月27日に旧山田市、旧稲築町、旧碓井町、旧嘉穂町の合併により嘉麻市が誕生しました。

旧市町は、これまでそれぞれの総合計画をもとに将来像の実現に向けた行政運営を行ってきました。1市3町の合併に際し、嘉穂南部1市3町合併協議会において、平成17年1月に市町村の合併の特例に関する法律に定められる「新市建設計画」を策定しました。

第1次嘉麻市総合計画は、この新市建設計画の考え方を基本にしながら、旧1市3町の歴史や伝統文化、特性を生かすとともに、本市の一体感の醸成を育み、目指すべき「まちの将来像」を実現するため、本市の今後10年間のまちづくりのあり方を示すことを目的として策定するものです。

■総合計画とは…

地方自治法第2条第4項において、「市町村は、その事務を処理するにあたっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」と規定されています。

第2章 計画の概要

1 計画の位置づけと性格

この計画は、本市を取り巻くさまざまな自然環境、社会経済環境を認識し、長期的な視野をもって目指すべきまちの将来像を明らかにし、それを実現するための総合的、計画的かつ体系的なまちづくりの指針となる最上位の計画として位置づけられるとともに、市民に対してまちづくりの目標とその実現方法を示すものです。

また、まちづくりの目標を実現するためのまちづくりの基本方向を示すとともに、国・県などの上位・関連計画との整合性を持たせます。

2 計画の構成と期間

この計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成し、平成28年度を目標年次とします。

(1) 基本構想

基本構想は、本市の現状とまちづくりの課題を踏まえ、目指すべきまちの将来像とこれを実現するための施策の基本的な方向を示すものです。

基本構想の期間は、平成19年度（2007年度）を初年度とし、平成28年度（2016年度）までの10年間とします。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想をもとにその目標を達成するため、施策の具体的な内容を部門別に体系化したもので、実施計画の基礎となります。

基本計画の期間は、前期5年、後期5年の10年間としますが、急激な社会情勢・経済情勢の変化により計画を見直すこともあります。

(3) 実施計画

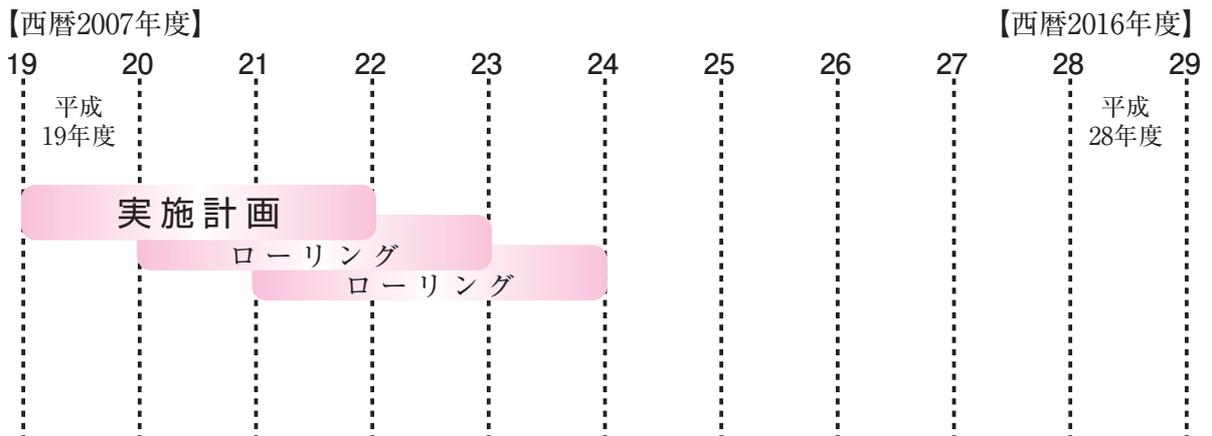
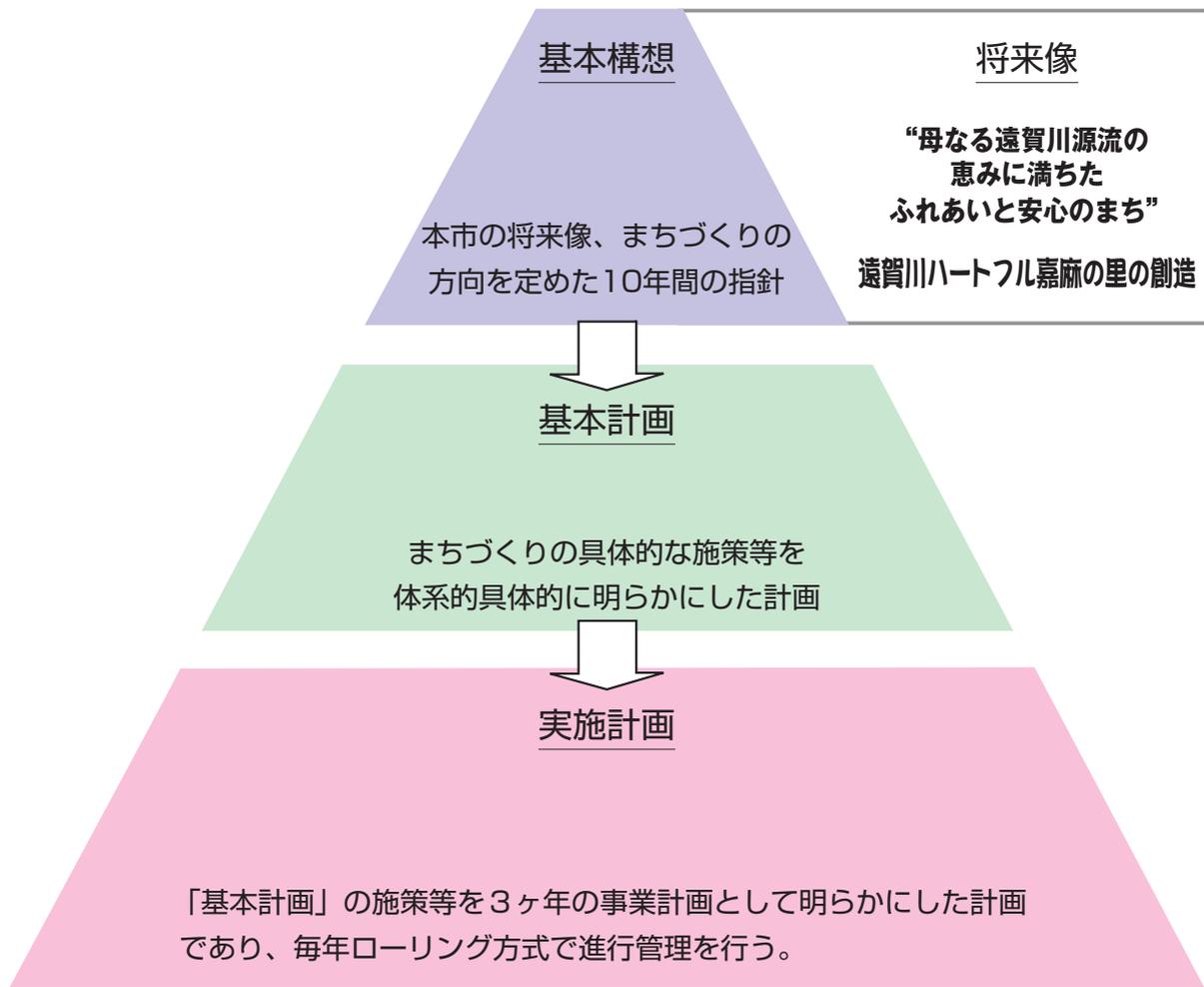
実施計画は、基本計画で体系化した各施策の実施年度や事業量、実施方法を具体化したもので、各年度の予算編成の指針となります。

実施計画の期間は3年とし、毎年^{*}ローリング方式により計画を策定していきます。

また、効果的かつ効率的な行財政運営を継続的に改善するため、計画に掲げられる施策や事業を対象とし、その必要性や評価を客観的に評価する行政評価システムと連動させます。

* ローリング：計画内容などを更新すること。

■総合計画の構成図■



第3章 嘉麻市のあゆみと特性

1 嘉麻市のあゆみ

本市を構成する山田市、稲築町、碓井町、嘉穂町の旧1市3町は、南部の山林を源とする遠賀川によって結ばれた地域で、歴史的には西暦535年（安閑2年）に1つの領域となり、奈良時代には嘉麻郡が成立し、西暦1896年（明治29年）の嘉穂郡発足までの1300年以上その領域は引き継がれました。その後、明治、昭和の大合併を経て現在の行政区域を形成し、時代の要請や市民ニーズに応えるべく、これまできめ細かな施策を展開して、行財政課題に取り組んできました。

しかし、この間、人口の減少や少子・高齢化が進み、保健・医療・福祉などの行政サービスに対する需要の増加や、それらを背景とした財政構造の硬直化や一般財源の不足などを招き、更なる行財政の効率化や財源の充実・確保が求められてくる一方で、地方分権の進展により、産業の振興や雇用の安定確保などを通して、地域が自主・自立の体制を確立することが大きな課題となっていました。

このような中、歴史的・文化的条件が同じであり、ひとつの日常生活圏として強い結びつきをもつ1市3町は、総合的なまちづくりや行政サービスの維持・向上、行財政運営の効率化と基盤の強化を図るため、平成18年3月27日に合併し、嘉麻市として誕生し、現在に至っています。



【嘉麻市章】

嘉麻市の市章は、豊かな自然と躍動する人をモチーフにして頭文字の「か」を表す。豊かな文化に恵まれたまちの人々のふれあいと、快適で心豊かな暮らし、未来への飛躍・発展を表現しています。



2 嘉麻市の特性

(1) 位置・地勢

本市は、面積135.18km²で福岡県のほぼ中央に位置し、北は飯塚市に、東は田川市、川崎町、添田町に、西は飯塚市、桂川町に、南は朝倉市、東峰村にそれぞれ接しています。

本市の南部は古処・屏・馬見連峰、南東部は戸谷ヶ岳、熊ヶ畑山などの山林で、そこを源とする遠賀川をはじめとする河川が南から北に流れ、本市の北部及び北西部に流域平野を形成しています。

また、本市全体の約72%が森林と耕作地で、多様な生態系を保護する山林や河川流域に広がる生産緑地などの水と緑が豊富な地域です。

気候は、夏冬、昼夜の気温差がかなりあり、内陸性気候の特徴を示しています。

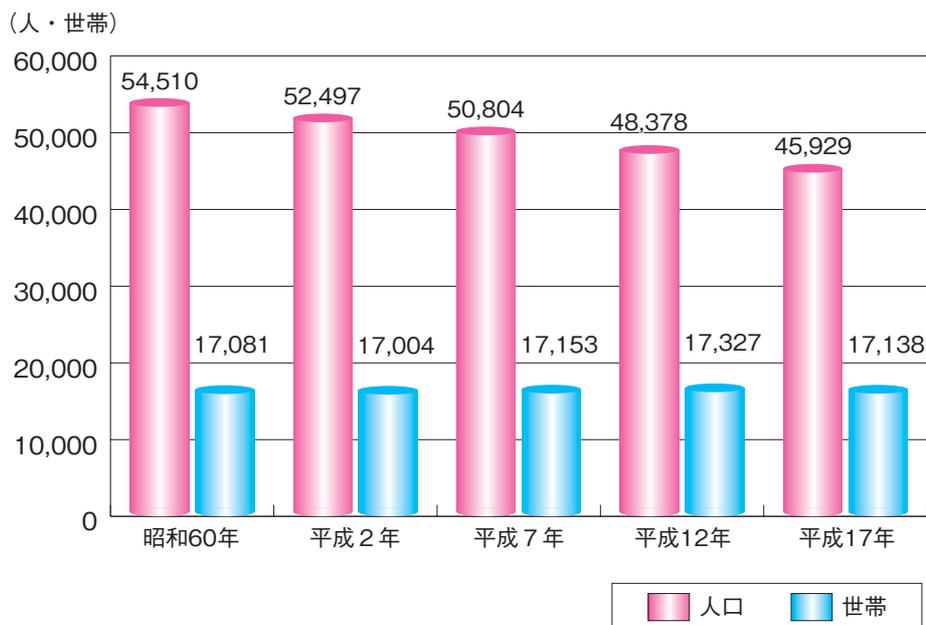
(2) 人口構造

本市の平成17年の国勢調査による総人口は45,929人であり、地域経済の衰退や大都市圏への流出、少子化の進行などにより減少しています。

世帯数は、平成2年に一旦減少した後、増加に転じましたが、平成17年には再び減少しています。しかし、1世帯当り人員は平成7年3.0人、同12年2.8人、同17年2.7人と年々減少しており、核家族化が進行しています。

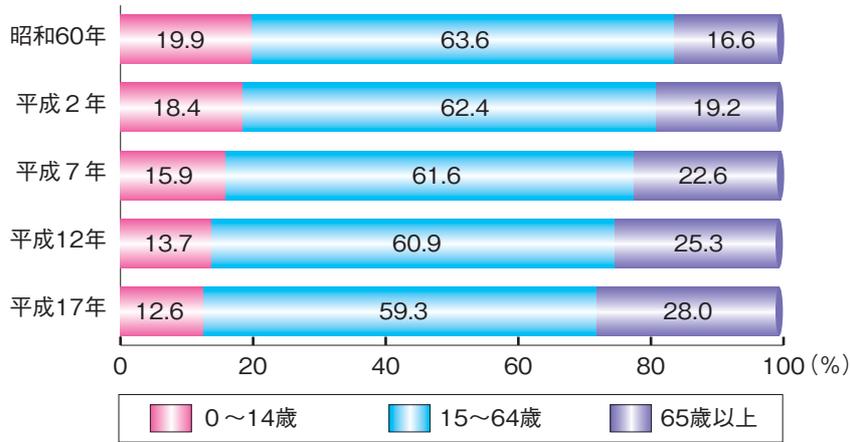
年齢別人口の推移を見ると、0～14歳の年少人口の減少と65歳以上の老年人口の増加など、少子・高齢化が顕著となっています。

■人口・世帯数の推移■



資料：国勢調査

■年齢3区分別割合推移■



資料：国勢調査

(3) 産業構造

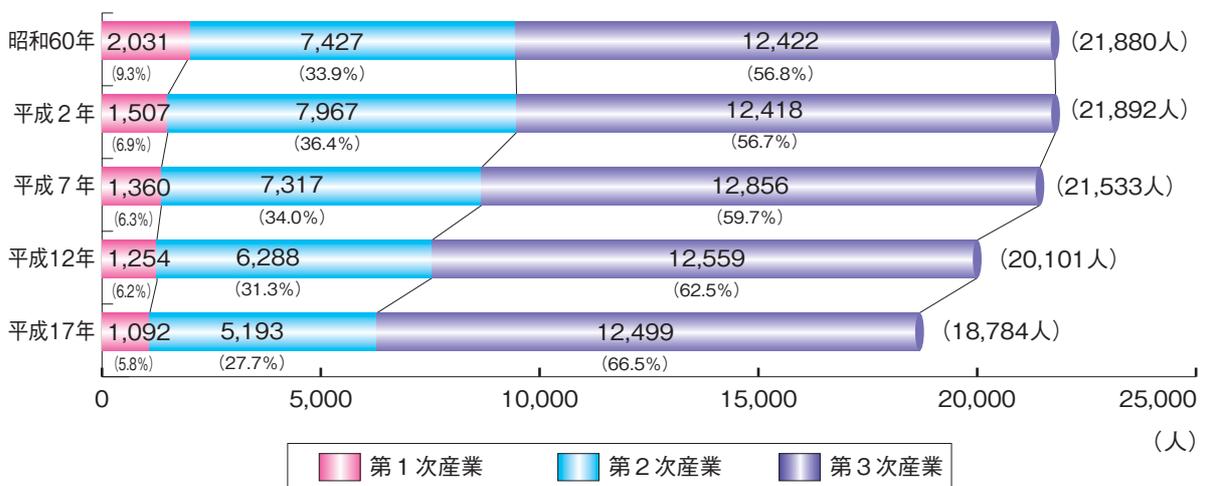
平成17年国勢調査での本市の産業構造別人口は、第1次産業1,092人（全体に占める割合5.8%）、第2次産業5,193人（同割合27.7%）、第3次産業12,499人（同割合66.5%）となっており、第1次産業の就業者数は減少しているとはいえ、県平均（3.5%）を上回っており、地域の重要な産業となっています。

昭和60年と比較すると、第1次産業就業者数では平成17年は就業者数で939人、割合で3.5ポイントそれぞれ減少しています。

同様に、第2次産業就業者数では、昭和60年と比較して、就業者数で2,234人、割合で6.2ポイントそれぞれ減少しています。

一方、第3次産業の就業者数は、昭和60年と比較して、就業者数で77人、割合で9.7ポイントそれぞれ増加しています。

■産業別就業者数および割合の推移■



資料：国勢調査

第4章 時代の潮流

我が国を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、自治体を取り巻く環境も大きな転換期にあるといえます。

本市のまちづくりの方向性を考える上では、こうした情勢の変化を的確に把握し、積極的に対応していくことが求められており、ここでは、特に重要と思われる7つの時代の潮流について整理します。

1 地方分権時代の到来

さまざまな権限が、国から地方へと移譲される地方分権の進展の中、地方自治は新しい段階に入ろうとしています。国の地方財政改革は、国から地方への税源の移譲、国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税制度の見直しを検討するいわゆる「三位一体の改革」に伴い、地方の行財政改革も差し迫った状況です。

地方公共団体においては、自己決定権が拡大して個性あふれるまちづくりを進めることが可能となる一方、自治体間の知恵と能力を競い合う時代となっています。このため、地方自治の本旨である「自己決定と自己責任」の考えのもと、地域の実情や市民ニーズなどを的確に反映させた効率性、自立性の高い行財政運営の確立とともに、職員の意識改革や各分野の連携による行政能力の向上、情報の共有化による透明度の向上など、地方分権時代に対応できる自治能力づくりが必要です。

2 協働のまちづくりの時代の到来

近年、^{*}NPOに関する制度の法制化が進み、まちづくりやボランティア活動などさまざまな社会活動に関わる主体は、新たな広がりを生み出しています。

このような中、市民ニーズの高度化、多様化や地方分権などの変化に的確に対応し、地域課題に対処した満足度の高い効果的なまちづくりをめざす上で、市民と行政が知恵と力を出し合う新たな関係や仕組みづくりが不可欠となります。

3 少子・高齢化の急速な進行

我が国は、これまで世界が経験したことの無いスピードで高齢社会を迎えつつあります。65歳以上の人口は、2010年代には国民の4人に1人が、21世紀半ばには国民の3人に1人が65歳以上の高齢者となる超高齢社会の到来が予測されています。さらに、平成17年をピークに日本の総人口は減少傾向になることによって、団塊世代の高齢化に伴い65歳以上の人口が急増するものと予測されています。

一方、日本の年間出生者数は、昭和50年以降200万人台を割り込んで次第に減少し、平成18年3月31日現在では107万人弱と過去最低の数値となりました。子どもの数の減少に伴い、子ども同士の交流機会が減少するなど、子ども自身の自主性や社会性が育ちにくくなることなどが懸念されています。

* NPO：〔Non Profit Organization〕非営利組織のことで、市民や民間の支援により社会的な公益活動を行う組織・団体。

4 地球規模での環境保全意識の高まり

人類の生活と発展を支えてきたさまざまな社会経済活動は、これまで膨大なエネルギーと資源の消費によって支えられたものであり、大量生産、大量消費、大量廃棄の経済活動のあり方が、地球温暖化や酸性雨、海洋汚染など地球規模での環境問題を引き起こしています。

一方、水質汚濁やごみの増加、不法投棄といった身近な環境問題が発生しており、市民の関心が高まっています。

こうした環境問題は、今日、ますます複雑多様化していますが、リサイクルに対する関心や自然環境を大切に考える考え方が高まり、省資源・省エネルギー、リサイクルといった資源循環型の環境への負荷を軽減するまちづくりや学校教育及び生涯学習での環境教育の充実が強く求められています。さらに、身近な自然環境と共生しようとする考え方の上で、地域資源である森林や河川などの良好な自然環境の保全への意識も高まっています。

5 安全で安心して暮らせる社会の形成

平成7年の阪神・淡路大震災、平成17年の福岡西方沖地震などを契機として、人々の日常生活上の安全性への関心は非常に高まっており、地震災害や毎年のように起こる風水害を含めあらゆる災害に対応できる防災対策が必要となっています。

災害に強い安全で安心なまちづくりを行うには、災害発生時の応急対応体制や災害対策などのほか、市民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成などハード、ソフトの両面からの検討が必要と考えられます。

一方、子どもやお年寄り、障がい者^{*}などだれもが安全に安心して暮らすことのできる環境づくりやユニバーサルデザインによるまちづくりが求められています。

多様化する犯罪や火災、交通事故、食に対する安全性など、生活面でのあらゆる分野について市民の要求が高まっています。安全で安心して暮らせる地域社会を形成するため、従来に比べより高い水準での安全性の確保が求められる時代となっています。

6 IT時代・国際化の進展

情報通信ネットワークやインターネットの普及、通信技術の高度化などの飛躍的な発展は、企業の経済活動から国民の生活自体を大きく変えようとしています。

行政においても、電子申請や電子入札など電子自治体の構築に向けた取り組みを積極的に進めるとともに、情報技術の習得支援体制づくりなど、市民、企業などと一体となって地域情報化を推進し、市民の利便性を高めていく必要があります。

しかし、一方では情報活用能力や個人間の情報格差、ネットワーク上のプライバシー侵害やコンピュータ犯罪、テレビや雑誌などのメディア情報の氾濫など、情報化の進展に伴う新たな問題が生じています。このため、情報化に伴う諸問題への対応や氾濫する悪質なテレビや雑誌などのメディア情報から子どもを守る体制づくりを進めていくことが必要です。

国際的な交通・情報通信網の発達により、人・もの・情報などが国境を越えた交流が活発化し、地球規模化しています。身近な市民生活においてもインターネットをはじめとしてさまざま

*ユニバーサルデザイン：障がい者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。

まな分野で外国人や海外の情報と接する機会が増え、世界がより身近なものとなりつつあります。このため、世界各地の人と多様な交流の環境整備を行うことが必要です。

また、国際化に対応するためには、それを担う人々の意識の醸成が重要であり、意識啓発や人材確保・育成を積極的に行い、国際化を推進することが必要です。

7 人と人との共生の時代の到来

まちづくりは、そこに住む市民自らが創意と力の結集によって作り上げていくものであり、行政との協働のもとで、市民の積極的な参加を促し、市民一人ひとりが主役になり、自ら考え、自ら行動できる自立したまちづくりを目指す必要があります。

その中心になるものがコミュニティであり、公民館、老人クラブ、子ども会などを通して、さまざまなコミュニティが形成され、地域のまちづくり活動を活性化するとともに、地域に根ざした事業を推進する上で重要な役割を担ってきました。

今後は地域を支えるコミュニティによる市民自治を推進し、その活動の場づくりや組織強化の支援に努める必要があります。



八反田・川のぼりイカダレース大会



山田川クリーン作戦

第5章 嘉麻市の主要課題

1 地方分権時代における協働のまちづくり

行政の果たす役割は今後ますます増大、多様化していくこととなります。具体的には、地方分権の推進により、本市に合致した、個性あるまちづくりのあり方が問われるようになりました。本市ではこれまで以上に市民の参加を促し、市民との協働に努め、市民の要望などに迅速かつ誠実に応える責任を負うこととなります。

今後は、事業の見直しをはじめ、より一層の周知・啓発を通して市民の理解と参加を積極的に進めていくことが必要となるとともに、政策形成過程からその管理運営に至るまでの市民参加の仕組みづくりの確立、市民活動やNPO^{*1}などへの支援などが求められます。

2 高齢者、子育て世代が安心して暮らせる環境づくり

本市の高齢化率は、平成17年の国勢調査で28%となり、平成28年には約34%に達する見通しであり、全国平均を超えて今後も急速に高齢化が進行していくものと考えられます。

少子・高齢化と人口減少が進むことによって、産業を支える労働人口の減少や社会保障負担の増大が懸念されます。また、介護を必要とする高齢者が増加する一方、健康で社会参加意欲の高い高齢者も増加することが予測されます。

このため、高齢者が住み慣れた地域で自立して生活できるように福祉サービスの充実や健康づくり対策、生活環境の整備を進めるとともに、高齢者が誇りと生きがいを持って暮らすことができるよう、高齢者の知識や経験を活かした社会参加や余暇活動、就業機会の拡大などの生きがいづくり対策が必要となってきます。

また、次代を担う子どもたちを健やかに育てるための環境づくりが急務となっています。さらに、地域全体で子どもを育てていくという視点に立った取り組みを進め、市民が安心して子どもを産み育てることができる総合的な施策の展開が求められています。

3 将来の世代を考慮した総合的な環境対策

環境問題に関しては、これまで環境との共生、生活環境の整備、自然環境の整備、資源循環型社会への取組み等を推進しています。

資源循環型社会形成のため、今後とも、環境基本計画等の上位計画に準拠し、ゴミの減量化やごみ収集ルール^{*1}の取組みをはじめ、自然環境の保護や浄化槽の設置推進、河川浄化などの生活環境の整備など将来の世代を考慮した総合的な環境対策が求められています。

4 災害に強く、安全で安心な地域社会の形成

市民の生命と財産を守るため、緊急時の道路・通信などのライフライン^{*2}確保や、広域医療・救急医療の確保、保健、福祉環境の充実さらには交通安全・防犯対策の強化といった日常生活における安心感の醸成は、今後のまちづくりにおいて重要な位置を占めています。

今後は、市民の行動を基本とした防災対策に取り組むとともに、自然災害についても人と自

*1 NPO：〔Non Profit Organization〕非営利組織のことで、市民や民間の支援により社会的な公益活動を行う組織・団体。

*2 ライフライン：道路・交通機関・水道・電気・ガス・通信などの市民生活に欠かせないものの総称。

然の関わり合いを基本に、災害に強いまちづくりを検討していく必要があります。

また、安全で安心して暮らせる地域社会を形成するため、^{*}ユニバーサルデザインなどによる環境づくり、犯罪の防止や交通安全対策、食に対する安全・安心の確保など、従来に比べ、より高い水準での安全性の確保が求められています。

5 高度情報化への対応

本市ではこれまで、学校教育におけるパソコンを使った情報教育や行政による地域情報化に取り組んできており、今後とも、学校教育や生涯学習を通じた情報技術の習得を支援する体制を確立するとともに、それらを支える情報基盤の整備による情報受発信機能の強化、人材の確保・育成が求められています。

また、併せて個人情報の安全管理面での充実、強化を図る必要があります。

6 市民自治の推進とコミュニティの醸成

市民自らが取り組む諸事業においても、地域のことは地域住民自らが決定し、その責任も負っていくという地域分権型自治を推進するとともに、地域の雇用拡大や地産地消の推進など地域経済の活性化に貢献し、定住化や地域文化の継承を担う新たなコミュニティの創出への取り組みを推進することも求められています。

7 効率的・効果的な財政運営への取組み

本市においては、健全な財政運営のための取組み、行政改革の推進については継続して実施していますが、今後、投資的事業の選択と集中など、地域の将来像を描いたなかでの効率的・効果的な財政運営への取組みが求められるとともに、職員の意識改革や簡素で効率的な行政体制の確立が必要とされ、地域住民のニーズを反映した行政運営や増大する事務事業を遂行していく受け皿づくりが求められています。



市政懇談会

^{*}ユニバーサルデザイン：障がい者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。

第2編



基本構想

第1章 まちづくりの将来像

本市は福岡県の中心に位置し、豊かな自然や歴史・文化にあふれた地域で、福岡都市圏、北九州都市圏、筑後、京築、日田地区から等距離にあり、国道211号、322号の幹線道路（八丁峠トンネル）整備などが図られれば、人・もの・情報の交流拠点としての潜在能力の発揮が期待できます。

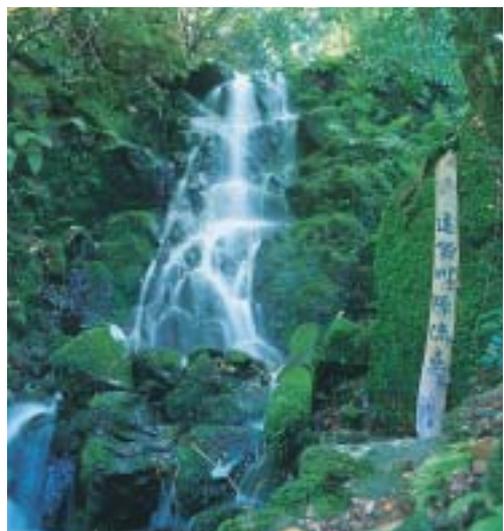
本市を南北に流れる遠賀川は、自然と水の豊かな河川であり、旧稲築町のカッパのキャラクター、旧碓井町の川のぼりイカダレース、旧嘉穂町の遠賀川源流点や鮭神社、リバーサイドロードレース、旧山田市の山田川クリーンアップ作戦など、本市には遠賀川に関連するイベントやまつりが数多くあります。

豊富な自然との共生による心の故郷の再生、教育・文化の充実、産業の振興、快適空間の創造などを通して、みんなの心（ハート）がふれあい、安心と優しさに満たされ、癒される生活の実現をめざします。

したがって、将来像（基本理念）を以下のとおりとします。

“母なる遠賀川源流の恵みに満ちた
ふれあいと安心のまち”

遠賀川ハートフル嘉麻の里の創造



遠賀川源流点

第2章 土地利用構想

1 土地利用の基本方針

土地は、市民生活とあらゆる社会活動の基盤であり、限られた貴重な資源です。

本計画では、人と自然が互いに調和し、美しいまちを保つため、長期的展望のもと合理的かつ効率的な土地利用を推進することとします。

- (1) 国土利用計画法、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律など関係法の適正な運用と調整を図るとともに、土地利用に関する監視・規制等に努めます。
- (2) 広域的かつ総合的な視点を持ち、本市に求められる役割や残すべき景観、築くべき景観などを念頭に置いた長期的・計画的な土地利用を図ります。また、自然環境や歴史・文化的遺産などの保全と活用を図り、快適な生活環境を保つことができるよう秩序ある都市形成に努めます。
- (3) 人や物の活発な流れを促し、広域的な都市間交流や地域間の交流を円滑に行うための計画的で効率的な道路網の整備や人口の定住化、交流人口の増加に向けた受け皿づくりに努めます。

2 地域別土地利用方針

新市建設計画の「地域別整備の方針」及び上記の基本方針に基づき、次のとおり地域別の土地利用方針を設定します。

(1) 市街地ゾーン

①地域特性

本ゾーンは、山田市街地、稲築市街地、碓井市街地、嘉穂市街地などの地域生活文化拠点と各拠点を結ぶ国道211号、国道322号、県道穂波嘉穂線沿道を中心とした地域で、公共的施設や商業施設の集積及び快適な住宅市街地を形成しています。

また、サルビアパーク、夢サイトかほ、文化ふれあい伝承館、碓井琴平文化館などの優れた交流施設、文化施設、コミュニティ施設を有しています。

さらに、産業的には企業立地による雇用の促進を図っています。



サルビアパーク



夢サイトかほ

②整備方向

- 地域生活文化拠点は、生活の核となる空間であり、地域で培われてきた資源や文化を最大限に活用して個性的で快適な生活空間の整備を推進します。
- 幹線道路沿線の商業地として、個性ある快適さや楽しさを有する商業空間の形成を図ります。
- 市街地の歩道、公園、緑地など街なみ形成を図ります。
- 既存の文化施設を核に、豊富な自然資源、歴史資源を踏まえた新たな文化機能の充実を図ります。
- 定住化促進のための住宅（地）の基盤づくりを図ります。
- 雇用促進を図るため、既存企業活動を支援するとともに、企業の立地を推進します。



文化ふれあい伝承館



琴平文化館

(2) 集落と農業の振興ゾーン

①地域特性

本ゾーンは、農業的土地利用を主とする地域で、平野部に広がる農地と点在する集落から構成されています。

水稻を中心として、施設園芸、畜産、果樹の生産や農産物販売所による直接販売など農業の振興を図っています。

また、集落地区は生活の場として、快適な住環境の整備を図っています。



施設園芸



畜産



果樹

②整備方向

- 基幹産業である農業は、本市の重要な産業であり、農地の利用集積による規模拡大、小規模農家による集落農業、土地集約型農業（施設園芸）などの地域の生産構造に合った農業の振興を推進します。
- 特産物のブランド化、体験農業、農産物直売所、観光農業、県との連携による新品種の開発研究など多様な農業の振興を推進します。
- 農林業生産の場としてだけでなく、集落地区としての生活の場でもあり、市民が快適で豊かさを実感し、都会から訪れる人が緑豊かな農地や自然環境、伝統文化などを満喫できるように、美しく潤いのある住環境の形成を図ります。
- 市街地への交通アクセス^{*}の整備を図ります。
- 既存の土地利用との調整を図りながら、新たな企業立地を図ります。

(3) 緑豊かな山林ゾーン

①地域特性

本ゾーンは、本市の南部を中心として、本市の周辺を取り巻く森林や丘陵地域で構成される地域であり、本地域をなす広大な森林地域は、林業生産の資源であるとともに、本市のかけがえのない水資源となっています。

また、森林のもつ機能や保健休養施設として、「古処山キャンプ村（遊人の杜）、遠賀川源流公園、大法白馬山自然遊歩道」などのレクリエーション施設が整備され、南端の古処・屏・馬見連峰は、筑後川県立自然公園地域に指定されています。

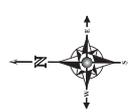
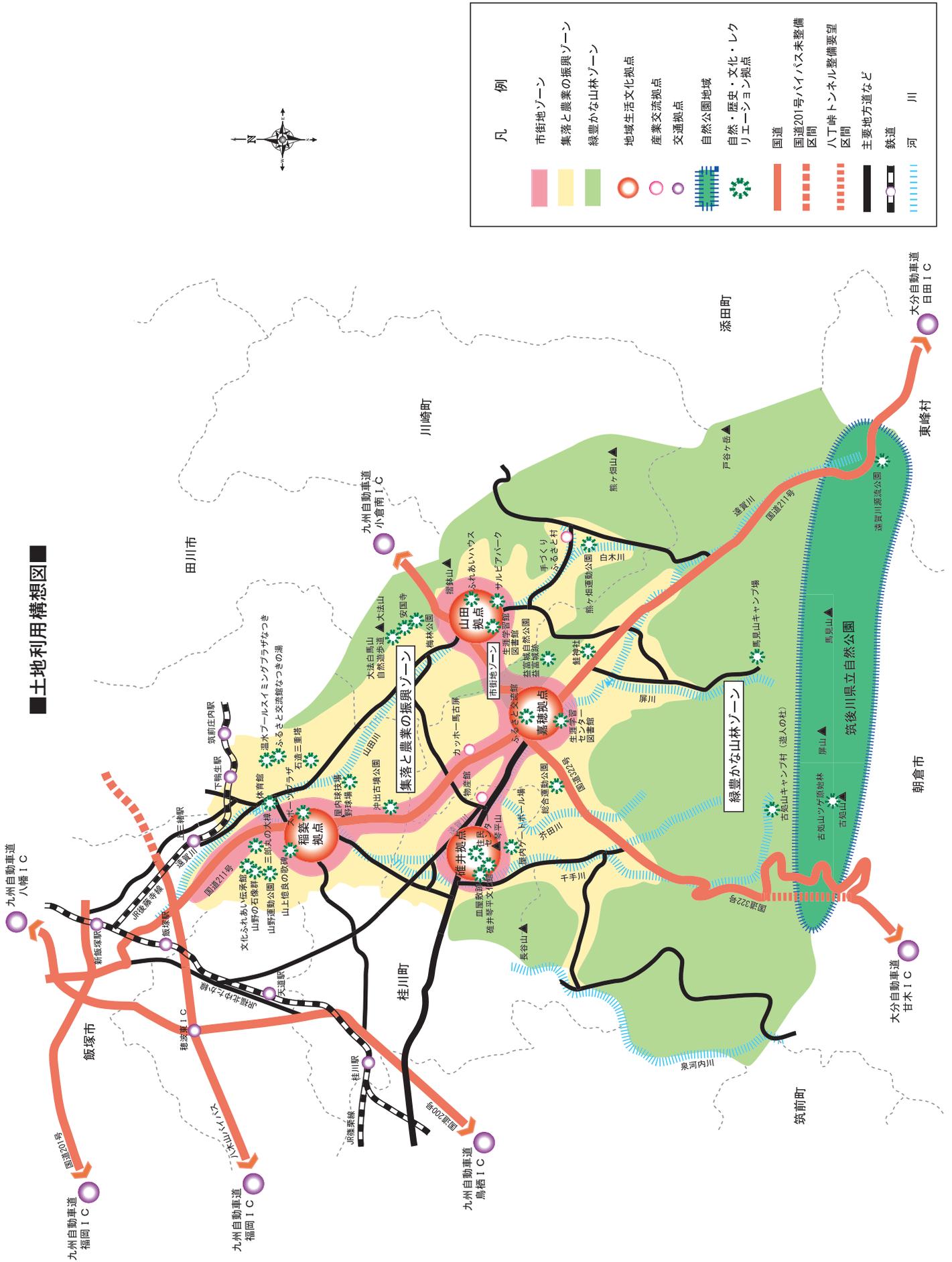
また、この地域には多くの農家が点在し、国土保全と農地の維持を図っています。

②整備方向

- 水資源としての保水力の向上をめざすための森づくりを推進します。
- 間伐、枝打などの保育作業を推進し、森林資源の適正な管理と担い手の育成に努めます。
- 保健休養の場としての施設整備と有効利用を図ります。
- 整備可能な優良農地の改良事業を推進します。
- 条件不利益な地域に、国の支援制度などの有効な活用を図り集落機能の維持を図ります。
- 地形条件を活かした、特産品、農林産品などの推進を図ります。
- 自然環境と調和した企業立地の推進を図ります。
- 自然体験が実感できる教育環境の整備を進めます。
- 市街地への交通アクセス^{*}の整備を図ります。

* アクセス：施設や目的地などへ到着する方法や手段の意味で用いられることが多く、交通アクセスなどと呼ばれる。

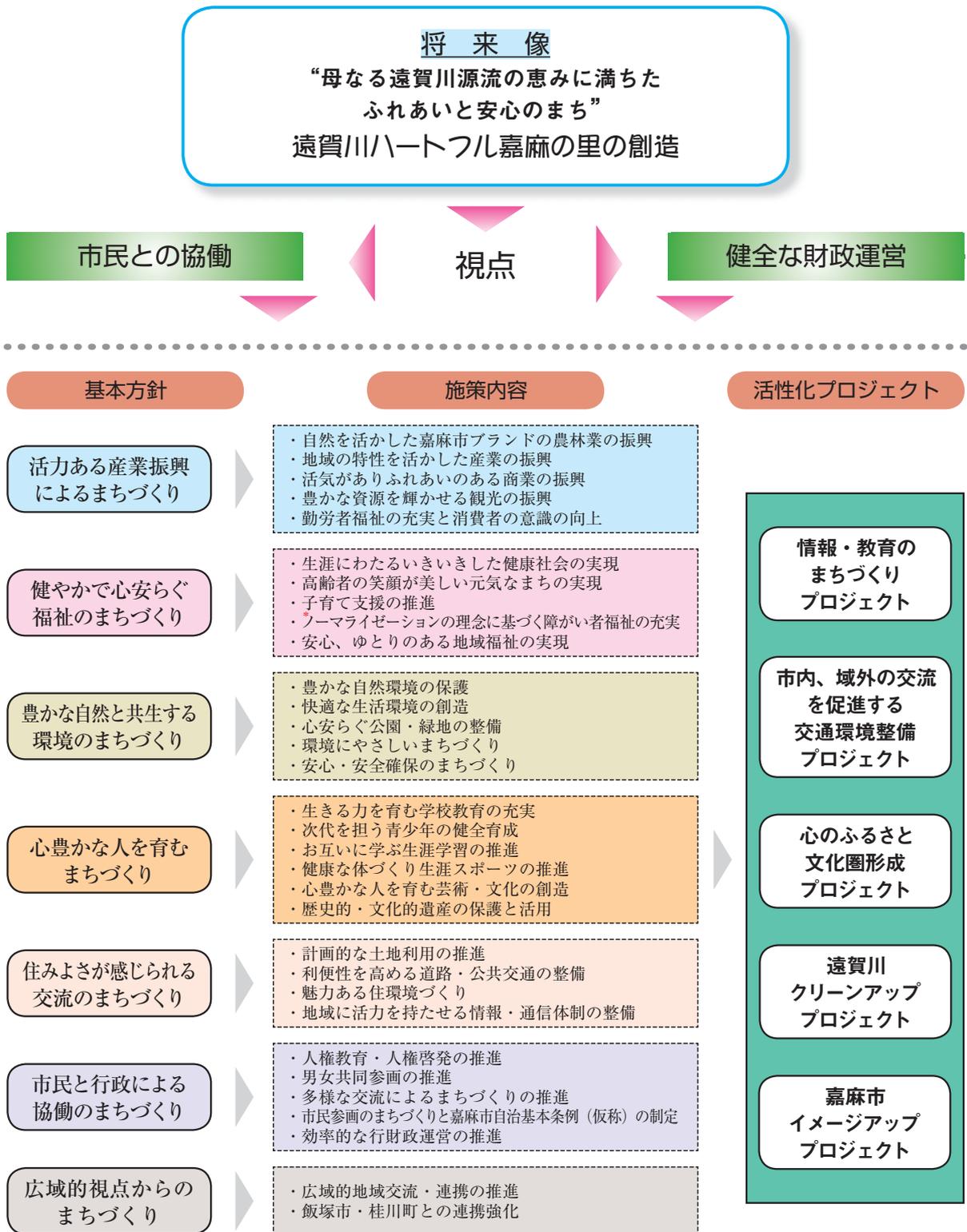
■土地利用構想図



凡 例	
	市街地ゾーン
	集落と農業の振興ゾーン
	緑豊かな山林ゾーン
	地域生活文化拠点
	産業交流拠点
	交通拠点
	自然公園地域
	自然・歴史・文化・レクリエーション拠点
	国道
	国道201号バイパス未整備区間
	八丁峠トンネル整備要望区間
	主要地方道など
	鉄道
	河
	川

第3章 施策の大綱 ～まちづくりの基本方針～

1 将来像を実現するための体系



* ノーマライゼーション：障がい者を特別視せず、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、共に生きる社会を実現すべきという考え方。

2 視点

将来像の実現のため、基本方針に基づく施策やプロジェクトを実施するうえで、つぎの2つの視点を踏まえて施策などを推進します。

(1) 市民との協働

市民との協働

多様化・高度化する市民ニーズや行政課題に対応し、真に市民が満足できるまちづくりを進めていくには、市民と行政がお互いの役割分担を尊重し、身近な地域の問題は自分たちで解決していこうという市民自治活動の活性化を図ることが求められています。

そのため、「市民との協働」という基本的な視点を持ち、行政主導のまちづくりから、市民が積極的にまちづくりに参画することができる市民と行政の協働によってまちづくりを進めることが重要です。

(2) 健全な財政運営

健全な財政運営

地方分権の進展や市民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化の中で、地方自治体には、限られた経営資源（人・もの・資金・情報）で、いかに知恵をだし、創意工夫を行い、そして市民ニーズにいかに対応していくかという自治体としての経営能力が強く求められています。

本市の非常に脆弱な財政基盤の中でそれに対応していくには、「行政を経営する」という基本的な視点を持ち、限られた経営資源を最大限活用して、行政サービスを効果的・効率的に提供できる仕組みづくりが重要となります。また、本市が、この行政サービスを自立的・持続的に実施していくには、健全な財政運営が必要不可欠であり、そのための行財政改革の取り組みが大変重要です。

3 基本方針と施策の内容

(1) 活力ある産業振興によるまちづくり

本市の農業、工業は景気の低迷の影響などで伸び悩んでいます。また、商店街をはじめ商業も地域での消費活動の低迷、消費者の福岡都市圏への流出などの影響により低迷しています。しかし、産業の再生と活性化は就業機会の創出や所得向上をもたらし、定住化を促進し本市の活力を生む重要な柱となります。

①自然を活かした嘉麻市ブランドの農林業の振興

農林業振興については、農地・林野の保全、優良農地の確保などの農林基盤の整備、さらには用排水施設や農道などの農業生産基盤の整備を進めます。

地域の特性を活かした、安全・安心で美味しい農産物の生産、効率的な林産品の生産によって、産地のブランド化を図るとともに、都市と農村との交流により農産物物産館での販売促進と販路の拡大などを図るなど、食と農を軸とした地域活性化を推進し、持続的な農林業の振興に努めます。

また、農村集落内の快適な住環境づくりに努め、後継者や担い手の確保、農林業を通じた生きがい対策など多様な振興策を推進します。



カッホー馬古屏

②地域の特性を活かした産業の振興

新卒者やUターン^{*}、Iターン希望者などに安定した就業機会が地元で提供できるよう、企業や店舗の誘致に努めるとともに、既存企業の技術力の向上や経営基盤の強化を図るための情報提供、企業間の連携を強化する体制づくりなどを進めます。また、市内には酒造元やお菓子の製造元など伝統的な産業が存在し、農林業のブランド化と一体となって販売・流通の拡大と振興を図るなど地元産業の連携による新たな産業の創出による新たな雇用の受け皿づくりを推進します。

* Uターン、Iターン：都市部の大学に通っていた学生や都市部に住んでいた人が、故郷に戻って定職に就くことがUターン、地方に移住し定職に就くことがIターン。

③活気がありふれあいのある商業の振興

商業は、商店街を活性化するため、個々の店舗の自助努力を促すとともに、協同店舗化、駐車場整備、後継者の育成、商工団体が行う自主事業や空き店舗対策などへの支援を通して商業環境の整備を図ります。併せて、市民が集える空間や公園・緑地などの公共的機能を充実させ、市民にとって利便性が高く、賑わいと魅力ある商業空間づくりに努めます。

④豊かな資源を輝かせる観光の振興

観光は、市内にある観光資源の活用、広域的連携による観光ルートの開発、観光拠点の整備、観光推進体制の強化などを図り、自然と歴史・文化にふれあえる魅力ある観光地づくりを推進します。

⑤勤労者福祉の充実と消費者の意識の向上

関係機関と連携し、勤労者の福利厚生の充実を進め、勤労者福祉に関する周知や勤労者の余暇活動の場と機会を提供することに努めます。また、雇用状況の把握や関係法令、育児・介護休暇制度の普及・定着に努め、女性や高齢者、障がい者の雇用確保と就業しやすい環境の整備を促進します。市民の消費生活を安定させるため、関係団体と連携しながら、消費者に正しい知識や情報を提供するなど、消費者の意識の向上を図ります。

(2) 健やかで心安らぐ福祉のまちづくり

すべての市民が健康で幸せな生活を送るためには、ともに支え合い、ともに生きる安心とゆとりで満たした暖かい社会を創る必要があります。

①生涯にわたる生き生きした健康社会の実現

市民の健康づくりと保健医療の一貫した生涯保健体制の充実を図り、早期発見、早期治療に努めるとともに、医療機関相互の連携を強化し、医療サービスの充実を図ります。

子どもから高齢者まで「自分の健康は自分でつくる」という健康管理意識を基本に、いつまでも健康で明るい生涯を過ごせる健康社会づくりを目指します。

②高齢者の笑顔が美しい元気なまちの実現

介護予防をはじめ高齢社会に配慮した在宅福祉サービスの充実と生きがい対策の充実など総合福祉対策を推進し、「ともに助け合い高齢者がいきいきと暮らす長寿社会」を実現します。

また、高齢者がこれまで培ってきた経験や知識、技能などを、家庭や地域社会で十分発揮できる場や機会の充実に努めます。

③子育て支援の推進

少子高齢社会にあって、社会環境の変化に伴い多様化する児童福祉へのニーズに対応する「次世代育成支援対策行動計画」に基づき、未来を担う子どもたちの心身ともに健やかな育成に努めます。また、保護者の多様な需要に対応できるよう、保育内容の充実と保育環境の

整備を推進します。

安心して生み育てられる環境づくりのために、家庭と地域の連携の下で、仕事と育児の両立支援、社会参画支援、父親の子育てへの参加促進、家庭教育に関する意識啓発や知識・情報の提供、相談体制の充実、世代間交流活動の推進、児童虐待を防止するための連携強化など子育て支援対策の充実を図り、これらの事業や活動を支える人材の育成を推進します。



保育風景

④^{*}ノーマライゼーションの理念に基づく障がい者福祉の充実

ノーマライゼーションの理念に基づく「障害者計画及び障害福祉計画」に基づき、障がい者が安心して暮らせる社会を目指し、在宅福祉サービスの充実と就労・雇用環境の充実や社会参加機会の拡充を図り、自立支援のための環境づくりを推進します。

そのために、ボランティアによる福祉ネットワークの拡充を含め、保健・福祉・医療が一体となって支える体制づくりを推進します。

⑤安心、ゆとりのある地域福祉の実現

だれもが住み慣れた家庭や地域で心豊かに、安心して生活したいと願っています。今後は、高齢者、障がい者への福祉サービスの充実、育児と仕事の両立を支援する体制づくり、母子・父子家庭など経済基盤が弱くなりがちな一人親家庭の支援強化と福祉の向上に努めるとともに、自立を支援するため、関係機関が連携し、地域のボランティアやコミュニティの形成に努めるなど地域福祉の実現に努めます。

(3) 豊かな自然と共生する環境のまちづくり

馬見三山をはじめとした周辺の山、母なる川、遠賀川に象徴される、本市の恵まれた自然は、かけがえのない財産として永い間人々の心を潤し、暮らしを支えてきました。

豊かな環境を維持していくには自然保護活動とあわせて環境保全意識の高揚、公害の防止、自然とのふれあいを促していく必要があります。

これからも、子孫に豊かな自然を引き継ぐとともに、自然が与えた他のまちにはない快適な生活空間を提供し、だれもが誇れる地域づくりに努める必要があります。

^{*}ノーマライゼーション：障がい者を特別視せず、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、共に生きる社会を実現すべきという考え方。

①豊かな自然環境の保護

山林や河川などの自然の保全と生態系の維持など、豊かな自然を守るとともに、自然とのふれあいの場を創出します。

また、地域や学校でのさまざまな活動を支援し、環境教育を推進します。河川浄化運動や清掃活動などの取り組み、環境関連イベントの開催など啓発活動を積極的に推進します。



サケの放流

②快適な生活環境の創造

上水道の整備は、今後の施設整備の方針など新たな事業の方向性を明らかにすべき水道事業基本計画を策定し、本市での今後取り組むべき事項の検討を行い、その基本方向を明確にし、水道水の安全で安定的な供給に努めます。

排水処理は、浄化槽の普及促進に努め、遠賀川の水質浄化や快適な生活環境の整備を図ります。

③心安らぐ公園・緑地の整備

公園・緑地は、本市の憩いの空間として市民に利活用される魅力ある公園・緑地を整備するとともに、公園・緑地の維持・管理は、市民と行政が協働して進めることに努めます。また、公園・緑地を守り育てていくための維持管理体制づくりを推進します。

④環境に優しいまちづくり

本市を自然が豊かで美しいまちとしてだれもが誇れる地域とするため、市民のリサイクル意識やごみの分別意識の向上を図ることなどを通して、自然環境の保全、ゴミの減量化・分別収集・資源化の推進、産業廃棄物の適正処理、ゴミの不法投棄の防止など、自然との共生と環境にやさしい地域づくりを目指した広域的な取組みを図ります。

さらに、環境基本計画を策定し、環境活動に対する本市の姿勢を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に事業を推進し、自然環境に負担をかけないような循環型社会の形成を図ります。

⑤安心・安全確保のまちづくり

防火意識啓発活動を推進するとともに、車両や装備の高度化、消防水利の整備を進め、生命や財産を守る防災、消防・救急体制の確立に努めます。

防犯については、急増する犯罪を防止するため、市民の防犯意識を高め、地域と行政が一体となった防犯体制づくりに努めます。

また、交通安全対策については、多発している高齢者の事故防止対策も含め、交通安全教室の実施などによる交通モラル・マナーの向上に努め、みんなが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

(4) 心豊かな人を育むまちづくり

社会が成熟期を迎えるなか、余暇時間の有効利用などにより、学習ニーズの多様化、芸術文化に対する市民の関心が高まっています。

本市は碓井琴平文化館、益富城跡や母里太兵衛の墓、豊臣秀吉の陣羽織、沖出古墳や山野の楽などをはじめとした歴史・文化資源を有しています。

まちづくり活動と「ひとづくり」は密接な関係にあります。関係機関、市民が一体となった地域ぐるみの教育・文化活動を推進する必要があります。



豊臣秀吉の陣羽織



沖出古墳

①生きる力を育む学校教育の充実

学校教育では、本市の次代を担う子どもたちの育成のため、家庭・地域・学校のより一層の連携のもと、多様な個性と可能性を伸ばせる教育環境の整備及び教育水準を維持し、教育効果を高めるために学校規模の適正化、学校区の再編などを図ります。また、県立高校については、今後ますます多様化する生徒の進路に対応しつつ、本市における教育機会を確保できるよう県及び関係機関との連携に努めます。

②次代を担う青少年の健全育成

青少年教育では、青少年の人間形成に果たす地域社会の役割について、地域住民の理解と協力を求めるとともに、次世代を担う青少年に、自然環境の尊さ、地域社会とのかかわりの大切さなどについて伝えることが必要です。

③お互いに学ぶ生涯学習の推進

市民の高度化、多様化する学習ニーズに対応するため、施設の有効活用や運営、学習内容の質の向上など、新たな推進体制の構築を図ります。また、いつでも、どこでも、だれでも学習できる体制づくりを進めます。

生涯学習社会の充実を目指し、学校教育と地域における社会教育などの融合を進めるため、ボランティア活動の支援や各種サークル活動の場の確保、指導者・ボランティアの養成など

を推進します。

④健康な体づくり生涯スポーツの推進

だれでも自由で気軽にスポーツを楽しめる体制をつくるため、市内に点在する文化・スポーツ施設の有効活用と広域的利用を推進します。

また、その指導者の育成を図るとともに、各種スポーツ・レクリエーション団体の連携を進めるためのネットワーク体制を整備します。

⑤心豊かな人を育む芸術・文化の創造

これまで培われてきた文化を継承しつつ、質の高い芸術文化にふれる機会の充実に努めます。また、市民が自発的に行う芸術・文化活動を支援するために、活動の場の提供や発表の機会の充実に図り、地域に根ざした芸術文化の向上を目指します。

⑥歴史的・文化的遺産の保護と活用

文化財など歴史に培われた文化遺産の保護・継承と有効活用に努めるとともに、市民に幅広く郷土の歴史や文化を周知し、文化意識の向上を図ります。



高取焼〔高取焼抹茶碗〕



高取焼（古高取山田窯趾碑）



山野の楽



鮭神社

(5) 住みよさが感じられる交流のまちづくり

市民の生活圏は広域的なものになっています。今後は、本市の活力を育むため、地域内はもとより、地域を越えた交流の促進が重要な課題となります。

また、今後は、より一層、市内各地域間の交流と連携を深めながら本市の生活・文化の向上や産業の活性化が必要です。

そのため、多様な活動を活発化するための生活の基盤となる交通体系、情報ネットワークの構築を図る必要があります。



コミュニティバス

① 計画的な土地利用の推進

市域全体の均衡ある発展を目指し、農業地域と市街地とのバランスのとれた計画的な土地利用を推進するため、総合的な土地利用計画を策定する必要があります。

また、地域の特性を考慮して、将来にわたって保全すべき地域と、積極的に開発を進める地域との区分を明確にし、有効的で適正な土地利用を進めます。

② 本市の利便性を高める道路・公共交通機関の整備

市内を東西南北に貫通する一般国道211号、国道322号及び、それに連絡する新市周辺の一般国道200号、国道201号、同バイパスなどの幹線国道を地域外との交流の要となる広域的な幹線として位置づけ、国道211号の改良、国道322号バイパスの建設及び八丁峠トンネルなどの整備とともに、関連する県道の早期整備を要望します。

また、これらの国道・県道と連絡する市道などのアクセス道路の整備を図るとともに、質の高い街路空間の創出、沿道利用など、新市の特性にあった魅力と賑わいのある空間整備を推進します。

公共交通機関については、交通弱者や通勤・通学などの日常生活の移動手段としての乗合バス、コミュニティバスなどの運行など総合的な運行システムの構築に努めます。

③ 魅力ある住環境づくり

人口定住化や転入者の受け皿づくりのため、必要な区域においては用途区分の見直しなど

* アクセス：施設や目的地などへ到着する方法や手段の意味で用いられることが多く、交通アクセスなどと使われる。

を行い、民間活力の導入を想定した適正な土地利用の誘導と住宅整備を促進します。

また、市営住宅は、高齢者や障がい者に配慮した住宅やすべての人に優しいユニバーサルデザインを取り入れた老朽住宅の建て替え、若年層向け住宅の整備など、安全で快適な住環境の整備を図ります。

④地域に活力を持たせる情報・通信体制の整備

高度情報化社会の形成により、情報通信の基盤整備が求められています。今後は、大きく変化する社会・経済・生活環境を、より豊かに実感できる手段として、人・もの・情報が活発に交流できる基盤となる情報ネットワークの確立を図ります。

(6) 市民と行政による協働のまちづくり

地方分権が進む中、個性あるまちづくりを進めるにあたっては、本市では、今まで以上に市民参加を促進し、市民との協働に努め、市民ニーズに的確に対応する責任を負うこととなります。そのため、基本的人権の尊重を前提に男女共同参画の推進、多様な交流等を通して市民参加のまちづくりの一層の推進とともに、それを支える市民活動の支援、効果的な行財政運営をめざします。

①人権教育・人権啓発の推進

同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障がい者、アイヌの人々、外国人、H I V感染者など、すべての人間の尊厳と人権の尊重について、あらゆる機会を通じ正しい理解と認識を深める人権教育・啓発を市民と行政が一体となって取り組みます。

また、学校と行政が連携し人権・同和教育の推進を図ります。さらに、行政職員による人権推進活動を強化し、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の研修と実践に努め、同和問題の早期解決や人権が尊重され、個人の能力を認め合う共生の人権文化を創造するまちづくりを目指し、家庭、地域社会、学校、職場など日常生活の中で人権意識を培う積極的な啓発の推進を図ります。

②男女共同参画の推進

男女が互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず、それぞれの持つ個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画のまちづくりを積極的に推進します。

また、男女がともに輝いて生きることのできる地域社会の実現に向けて、市民への意識啓発を図り、家庭、学校、地域、職場における男女共同参画への取り組みを促進し、推進体制の強化を図ります。

③多様な交流によるまちづくりの推進

学校教育や社会教育との連携を図った交流の実践などによる人材の育成やインターネットなどを活用した情報発信システムの構築などの交流機会の充実などを通して、地域特性を活

*ユニバーサルデザイン：障がい者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。

用したさまざまな国内及び国際交流を推進します。

④市民参加のまちづくりと嘉麻市自治基本条例（仮称）の制定

地方分権の進展に伴い、自立した自治体として地域の実情に応じたまちづくりを推進していくには、市民と行政が共通の目的を持ち、それぞれ互いの役割分担を尊重して、互いに協力しながらまちづくりに取り組む必要があります。

このような市民参画を推進するため、市民参画の基本となる「嘉麻市自治基本条例」（仮称）の制定について検討します。

⑤効率的な行財政運営の推進

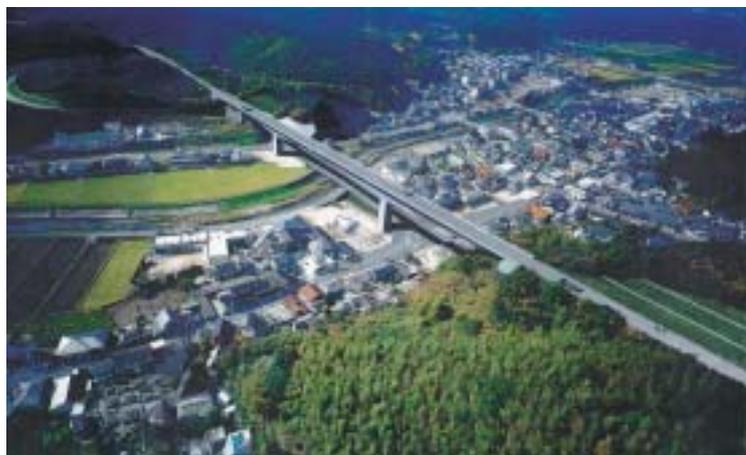
市民サービスの向上をめざし、組織機構の改革、行政職員の資質向上などを通して、中長期的な展望に立った効率的な財政運営体制を構築します。

（7）広域的視点からのまちづくり

本市は福岡・北九州両都市圏との交流・連携による活力の高まりと交流軸などの強化及び居住環境の整備による地域浮揚に向けて、恵まれた自然・歴史・文化・産業資源を活用し、筑豊地域の市町村や福岡・北九州都市圏及び朝倉市・久留米市などをはじめとした筑後川流域圏などとの交流による広域に開かれたまちとして発展を目指します。

①広域的地域交流・連携の推進

市内を東西南北に貫通する筑豊横断道路（八木山バイパス）、国道211号、国道322号（バイパス）、同八丁峠トンネル、さらにはそれらに連絡する本市周辺の国道200号、国道201号、同バイパスなどの幹線国道を地域外との交流の要となる広域的な幹線として位置づけ、これら広域幹線の活用により北部九州自動車150万台生産拠点構想を背景とした企業誘致、広域的な観光ネットワークの形成、高度救急医療への対応、さらにはJR各駅の利便性の向上を加えた通勤・通学エリア拡大など広域的な交流・連携を図ります。

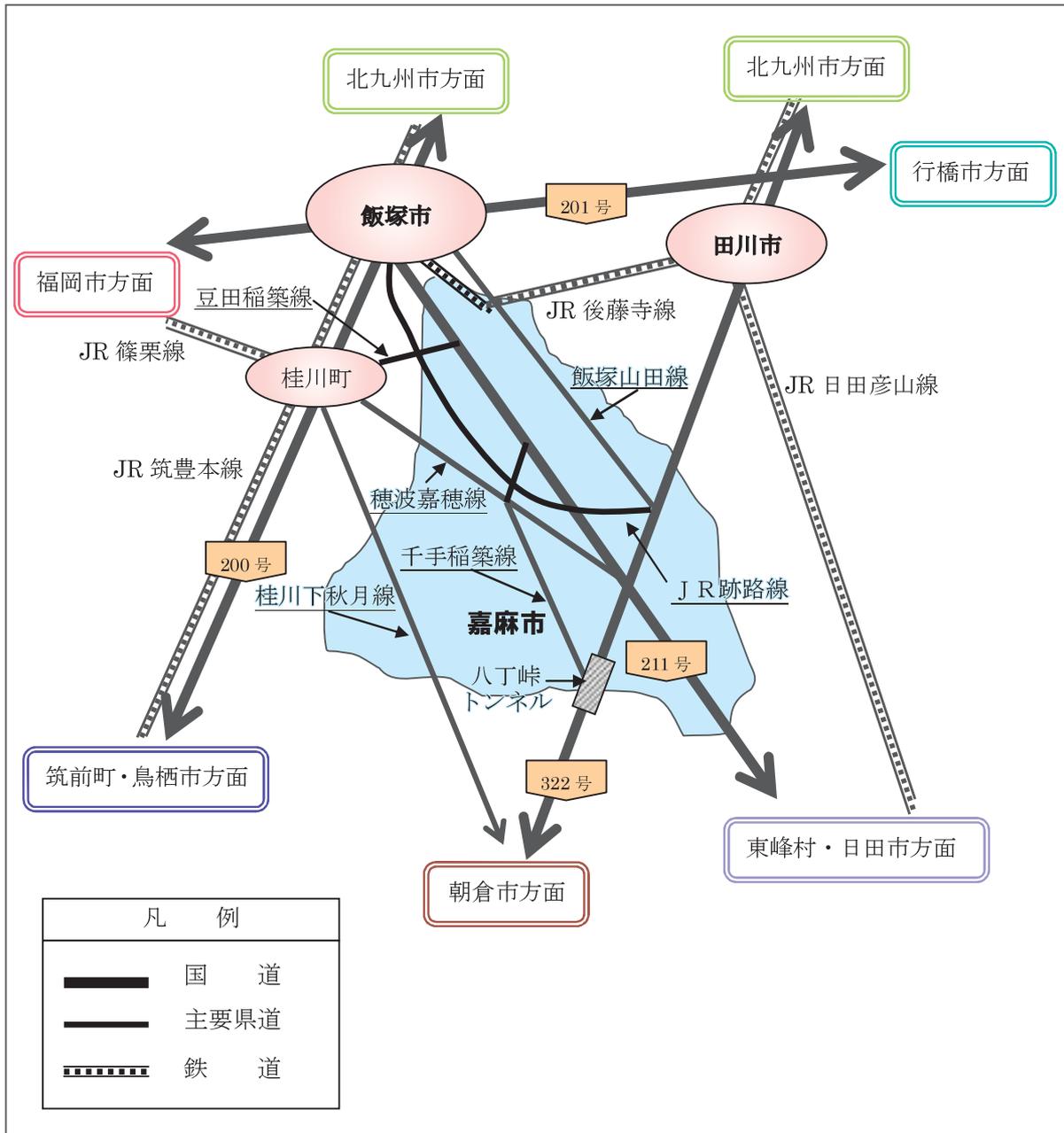


国道322号バイパス山田大橋完成予想図

②飯塚市・桂川町との連携強化

隣接する飯塚市、桂川町と一体となった交流・連携の推進、地域の利便性を高める交通網の整備、さらには地域に活力をもたせる情報化の推進等を通して連携と交流による一体感のある生活圏づくりを目指すとともに、財政基盤の強化、市民サービスの一層の向上等のため、両市町との連携による広域行政を推進します。

■本市の広域交流軸■



4 活性化プロジェクト

本市の活性化を図り、将来像を実現するため、分野にとらわれず、本市が一体となった取り組みを以下のように整理します。

(1) 情報・教育のまちづくりプロジェクト

福岡県央地域の豊かな自然や歴史・文化にあふれたまちとして発展するため、「情報」「教育」の2つの側面から整備、充実を図ります。

地域まるごと高度情報化（^{*1}ブロードバンド化）社会の形成

^{*2}ギガビットハイウェイ構想を基本とした高速情報基盤の整備を背景として、行政、学校、企業、市民間の情報ネットワークの構築や衛星情報などの活用、あるいは総合防災情報ネットワークの構築など地域全体に高速通信が網羅された地域まるごとブロードバンド化社会の形成を目指します。

教育環境充実都市の形成

高度情報化社会の形成に併せ、学校教育・生涯学習における情報を活用した教育体制づくりなど特色ある学校づくりを進め、教育環境が充実した都市を目指します。

(2) 市内、域外の交流を促進する交通環境整備プロジェクト

本市の骨格を形成する国道・県道・市道の整備、充実を図るとともに、J R 駅への^{*3}アクセス向上やバスなどの公共交通機関の充実を図ります。

地域に密着した道路ネットワークの形成

国道322号八丁峠トンネルの早期整備、歩道空間の確保などの道路環境の整備や国・県・市道相互のアクセス性の向上を通して、地域に密着した道路ネットワークの形成を図ります。

地域住民が主役の公共交通機関の充実

J R 駅に結ぶ路線バスの確保や、公共施設などと公共交通空白地区を結ぶコミュニティバスの運行など、日常生活の利便性を優先した公共交通機関の構築を図ります。

福岡・北九州・久留米都心部への広域的アクセス性の向上

市民の広域化する日常生活を支援するため、J R 九州をはじめとする各関係機関と連携を図り、都市部や空港等へのアクセスの向上を図ります。

*1 ブロードバンド化：高速度で大容量のデータ転送が可能になること。

*2 ギガビットハイウェイ構想：福岡県が進める高度情報通信基盤事業。

*3 アクセス：施設や目的地などへ到着する方法や手段の意味で用いられることが多く、交通アクセスなどと呼ばれる。

(3) 心のふるさと文化圏形成プロジェクト

公共施設の情報ネットワーク化や子育て支援、青少年健全育成、高齢者生きがいづくり、生涯学習の推進、ボランティア活動の推進などの視点に立った地域社会づくり、さらに芸術・文化拠点としての機能の充実に努めます。

コミュニティ主体の地域福祉・生涯学習ネットワークづくり

福祉施設、地域コミュニティセンター、子育て支援センターなどの施設間の人、情報などに関するネットワーク化を推進することによって、コミュニティを中心とした地域福祉・生涯学習のネットワークづくりを図ります。

いつでも、どこでもミュージアム構想づくり^{*1}

本市に点在する歴史・文化遺産を将来の資産にするため、旧秋月街道周辺の整備及び街並み保存地区の整備、史跡めぐりルートの整備などを通して、本市全体が自然・文化・歴史にふれることができるミュージアム構想を推進します。

(4) 遠賀川クリーンアッププロジェクト

本市には遠賀川の源流があり、そこから森林地帯、田園地帯そして市街地へと流れています。この遠賀川がもたらす自然の恵みに感謝する各種の施策・事業の推進に努めます。



遠賀川源流の森づくり植樹



遠賀川源流の森づくり下草刈

源流の森グリーン^{*2}トラスト運動の推進

市民・地域・行政が主体となって遠賀川の源流一帯の継続性のある森林保護や育成を推進します。

遠賀川クリーンアップトラスト運動の推進

遠賀川河川敷の環境整備・景観向上のための市民主体の運動を支援するとともに、源流から下流域まで続くポケット公園やコスモス街路の整備を推進することによって、遠賀川クリーン

*1 ミュージアム：博物館、美術館。

*2 トラスト運動：自然や歴史的建造物の保存を目的に、それらを寄贈・買い取りなどによって入手して、保全・管理する運動のこと。

アップトラスト運動の一翼を担います。

治山治水対策の推進

本市にある遠賀川の源流地域から下流地域まで一体的な治山治水対策を行い、自然災害に強いまちづくりを推進します。

(5) 嘉麻市イメージアッププロジェクト

市民に、本市のことを知ってもらい、さらに外部へ向けては本市のイメージアップのために、イベントなどの推進、特産物のブランド化と広域的な販路の開拓、本市の個性ある生活環境整備などの視点から、市民が自信と誇りのもてる施策・事業を推進します。

一季一イベント運動の推進

夏の高校野球などスポーツ県大会の誘致や花いっぱい運動の推進（道路、河川敷、公共施設、工場、商店など）など、四季ごとにひとつ大イベントを開催できるような体制づくりを図ります。

特産物のブランド化と広域的な販路の開拓

特産品づくりや既存直売所の充実、本市をイメージできるブランドの開発やそれらの販路の開拓などを推進します。

一点一番運動の推進

交通ルールを守って交通事故ゼロのまち、日本一ゴミの少ないまち、花いっぱい道路（フラワー道路）のまち、一番安全で安心して暮らせるまちなど、なにか一点が一番になるようなイメージアップ運動を推進します。

城下町や歴史の香りが発揮できる個性ある商店街の再生

駐車場、緑地、憩いの場所などを備えた、小さくても光る商店街の再生を図ります。



道の駅うすい



花とみどりのまちづくり

第3編



基本計画

第1章 活力ある産業振興によるまちづくり

基本方針

産業各分野の振興と産業の基盤となる道路等の整備を通して、個性と活力のあるまちづくりを目指します。

農林業については生産基盤の整備とともに、特産品の開発及び販売体制等の充実を図ります。

産業については積極的な企業誘致を推進するとともに、物流・商業施設など新たな産業集積や産学官連携を推進し、人材育成・研究開発を図ります。

商業については、各地区の商店街等の賑わい空間を整備するとともに、地元中小企業者の経営安定化を支援します。

観光については広域観光ルートの設定や他産業との連携強化に努めます。

また、勤労者と事業主に対する意識啓発や情報提供に努めるとともに、消費者が正しい知識をもち、的確な判断ができるよう相談体制や情報提供の充実を図ります。



誘致企業（株豊和繊維九州製作所）

施策体系

活力ある産業振興によるまちづくり

自然を活かした嘉麻市ブランドの農林業の振興

地域の特性を活かした産業の振興

活気がありふれあいのある商業の振興

豊かな資源を輝かせる観光の振興

勤労者福祉の充実と消費者の意識の向上

1 自然を活かした嘉麻市ブランドの農林業の振興

現状と課題

本市の農業は、近年、農家数、農業就業人口、産出額ともに減少傾向が続いています。特に後継者不足と就業者の高齢化が進み、厳しい環境におかれています。

また、森林は木材の生産の場であるとともに、国土保全、水資源のかん養、森林浴などの保養の場など、公益的機能を有する貴重な自然資源でもありますが、多くの森林が管理されていないのが現状です。

農業は、農家数の減少という厳しい環境のなか、JAをはじめとする関係機関と連携を密にし、安定した集落農業経営をめざすとともに、担い手農家の育成と経営規模の拡大及び農産物のブランド化や体験できる農業の推進などが必要です。

また、筑豊地域の食料供給地であるとともに、福岡都市圏、北九州都市圏に近い立地特性を活かし、都市と農村との交流を促進することが必要です。

林業は、生産者と森林組合が一体となり、林業所得を向上させるため、計画伐採及び出荷体制の確立、林道及び作業道の開設、担い手の育成などに努めるとともに、森林の役割や機能に応じた多様な森林整備を推進する必要があります。



カントリーエレベーター

施策の方針

生産基盤の整備を進め、人材の育成や地域の特性を活かした魅力のある特産品等の開発を促進するなど生産効率の高い農林業の振興を図ります。

主要施策

(1) 農林生産基盤の整備

- ① 生産基盤が整備された農地はその保全に努め、集団化が可能な農地を確保します。
- ② 経営の合理化や生産性の向上を図るため、農地の集約化や流動化を促します。
- ③ 水田のもつ水資源涵養と緑地保全に関する周知や耕作放棄田の解消に努めます。
- ④ 農業用水を確保するため、計画的に用排水路の整備を進めます。

(2) 本市のイメージアップとブランド化の推進

- ① 質が高く安定供給できる農産物づくりやブランド化による特産品の商品化などを推進します。
- ② 農産物のブランド化を図るため、安全・安心で安定的な供給を進めます。
- ③ 物産館などを通して生産者と消費者が直接結びついた販路の拡大をはじめ、販売・流通体制の強化に対して支援します。

(3) 多様な農業の推進

- ① 環境への負荷を軽減するため、有機栽培や低農薬・減農薬栽培を推進します。
- ② 循環型農業を進めるとともに、安全・安心な農畜産物の生産に努めます。
- ③ 堆肥を使った有機肥料を生産し、水稻・園芸農家と連携して減農薬や減化学肥料栽培を進めるなど農畜産振興を図ります。

(4) 農林業の担い手の確保育成

- ① 後継者や新規就農林業者、認定農業者など多様な担い手を確保・育成するため、関係機関と連携して営農支援に努めます。
- ② 魅力ある施策や経営支援、各種営農類型メニューの充実を図り、新規就農者の確保や後継者の育成を促進します。

(5) 公益的役割を担う農地・森林の有効活用の推進

- ① 農業体験活動を進めるとともに、生きがい対策として遊休農地などを利用して市民農園を開設し、農業の楽しさや大切さの啓発に努めます。
- ② 森林の持つ公益的機能を増進させるため、複層林施業及び長伐期施業等の森林整備を推進します。



林業

(6) 農林産品販売拠点の整備

既存の農林産品販売拠点の一層の活性化とブランド化への拡大を支援します。

(7) 地産地消の推進

安全・安心な産地づくりを進め、地元農産物等の学校給食への供給や食育を推進し、地元消費を進める体制づくりに努めます。

2 地域の特性を活かした産業の振興

現状と課題

本市では、地域経済の活性化と雇用の場の創出のため、炭鉱跡地などの遊休地を活用した工業団地を開発し企業誘致に努め、成果をあげてきました。しかし、長引く景気低迷により企業誘致は非常に厳しい状況となっており、一部に企業立地が進んでいないところがあります。

本年度、福岡県においては、自動車産業150万台構想を打ち出し、その関連企業の育成として、県内各地域で自動車産業研究所を設立し推進を行っていますが、誘致する用地の確保が大きな課題となっています。

地域経済の活性化と雇用機会拡大の効果が高い企業誘致活動を積極的に推進するとともに、既存企業の技術力の向上や経営基盤の強化を図るための情報提供、企業間の連携を強化する体制づくりなどを進める必要があります。

施策の方針

国・県・関係機関との連携を踏まえた立地環境整備や積極的な企業誘致を進め、地元中小企業も含めた工業全体の活性化を図ります。

主要施策

(1) 新産業の創出に対する支援

- ① 産業間の連携や地域産業の確立などを進め、新たな産業の創出に努めます。
- ② 新たなコミュニティづくりの視点からコミュニティビジネス^{*1}の創出を支援し、地域での新たな雇用に結びつく施策を推進します。

(2) 地場製品の販路拡大

流通・販売拠点の整備や本市の特産品・地場製品の市場開拓のため高度情報化に対応したインターネットの活用などによる新たな販路の拡大に努めます。

(3) 地場産業における高付加価値化

異業種間交流や産業間の連携を強化するための体制づくりに努め、地場産業における高付加価値化を推進します。

(4) 農林製品のブランド化と一体となった流通の振興

農林産物の付加価値を高め、販路の拡大や地場製品の他地域での消費を拡大する取り組みを進めます。

(5) 地域リーダーの養成および後継者育成のための支援

商工団体と連携し、研修や交流活動を通じた地域リーダーの養成と後継者の確保と育成に努めます。

(6) 既存産業の技術の高度化

国・県・関係機関が一体となって、技術情報の共有化と有効活用を進め、新製品・新商品開発のための技術の高度化を推進します。

(7) 企業誘致と起業家の支援

- ① 工場団地の整備を推進します。
- ② 企業に対して、雇用賃金や住環境、交通アクセス^{*2}などの情報提供に努めるとともに、企業誘致に関する優遇制度の充実に努めます。
- ③ 起業家など人の誘致に努め、起業に対する支援施策の充実に努めます。

*1 コミュニティビジネス：地域の人たちが地域資源（人、もの、技術力など）を活用して地域の生活圏で行う産業のこと。

*2 アクセス：施設や目的地などへ到着する方法や手段の意味で用いられることが多く、交通アクセスなどと使われる。

3 活気がありふれあいのある商業の振興

現状と課題

近年の消費者の買い物動向は、飯塚市をはじめとした周辺市町に進出してきた郊外型店舗に流出し、小売業は厳しい環境におかれています。一部の商店においては、後継者がいないことなどもあり、活力は低下してきています。

各地区に立地する中心商店街を活性化するため、個々の店舗の自助努力を促すとともに、協同店舗化や駐車場の整備など商業環境の整備を図り、市民にとって利便性が高く、魅力ある商店街づくりに努める必要があります。



大橋商店街



銭代坊商店街



飯田商店街



大隈町商店街

施策の方針

商店街等の活性化や経営支援を通して、賑わいのある商業の推進に努めます。

主要施策

(1) 魅力ある商店街の活性化

- ① 空き店舗対策や個人商店の活性化に向けた自主的な取り組みに対して支援を推進します。
- ② 経営診断、経営指導、公的資金などを通して経営の安定化を支援します。

(2) 風情あるまち並み演出などによる散策空間の創出

- ① 歩行者が安心して歩ける歩道の整備を進め、商店街の統一感と個性あるまちづくりを進めます。
- ② 市民が集える空間や広場などの公共的機能の充実を図るなど、従来の商業空間から景観に優れた生活空間への転換を促進します。

4 豊かな資源を輝かせる観光の振興

現状と課題

本市には各地に自然系観光資源や歴史的遺産があり、祭・イベントなども実施されています。また、北九州市及び福岡市から約1時間の圏域にあることから、観光産業への期待は高いものがあります。

観光の振興は地域の活性化やイメージアップにつながるため、本市内にある観光資源の活用、広域的連携による観光ルートの開発、観光拠点の整備、観光推進体制の強化などを図り、自然と歴史・文化にふれあえる魅力ある観光地づくりを推進する必要があります。



古処山キャンプ村遊人の杜



MTBレース遊人の杜CUP
(古処山キャンプ村遊人の杜)

施策の方針

観光施設間ネットワークや観光ルートの設定による観光資源の活性化を検討するとともに、滞在型・宿泊型観光地化に努めます。

主要施策

(1) 広域的観光ルート整備

- ① 市外の観光施設やイベントなどと一体となった広域観光拠点のネットワーク化と広域観光ルートの整備を図ります。
- ② 観光資源を結ぶ道路や駐車場の整備を図るなど基盤整備を含めたネットワーク化を推進します。

(2) 山間部を活用した滞在・体験型観光機能の充実

山間部のキャンプ場等と周辺施設との連携により都市とのふれあい交流を育むとともに、環境学習の場としても利用を促進し、滞在型・宿泊型の観光地化を図ります。

(3) 農林産物との連携による観光産業の活性化

特産品や土産品を製品化して販売したり、地元食材を使った郷土料理の創出など、観光と農林業の連携強化に努めます。

5 勤労者福祉の充実と消費者の意識の向上

現状と課題

本市では、中小企業の占める割合が高く、都市部に比べ雇用情勢は厳しさが残り、個人消費は伸び悩むなど、未だ景気の回復を実感できる状況にはなく、勤労者の福利厚生や労働環境は必ずしも充分であるとはいえません。

安定した雇用を確保するため、労働条件の向上や福利厚生の充実に努めなければなりません。このためには、男女雇用機会均等法や育児・介護休暇制度の普及・定着に努めるとともに、女性や高齢者、障がい者の雇用確保と就業しやすい環境の整備を進める必要があります。また、勤労者の余暇活動の充実や地域社会とのつながりを築くことも大切であるため、活動の場や機会を提供することも求められます。このため、勤労者と事業主に対する意識啓発や情報提供などの支援に努める必要があります。

消費活動に関しては、規制緩和や高度情報化の進展、消費行動の変化など、消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。電子商取引の大幅な増加やクレジット、通信販売、訪問販売など多様なサービスが行われ、消費者の利便性が向上した一方で各種のトラブルが発生し、内容も複雑化・高度化して専門知識を必要とする状況となっています。

今後とも、消費者に対する相談体制を充実させるとともに、消費者の安全と利益を守るため、消費者が正しい知識をもち、的確な判断ができるよう情報提供を充実させていくことが必要です。

施策の方針

勤労者が安定して働ける環境づくりを支援するとともに、安心できる日常生活が送れるよう消費者保護のための支援の充実に努めます。

主要施策

(1) 勤労者福祉の充実

- ① 県や関係機関と連携し、女性や高齢者、障がい者の雇用確保と就業しやすい環境整備を進めます。
- ② 事業所での福利厚生の実施を促すとともに、勤労者福祉資金の制度の推進を図ります。

(2) 消費者保護の充実

- ① 新たな手口による架空請求に対する対策や正しい消費の知識と情報の提供に努めます。
- ② 県の消費生活センターと連携して消費生活相談を充実させます。

第2章 健やかで心安らく福祉のまちづくり

基本方針

高齢者や障がい者がいきいきと健康で社会参加がしやすい仕組みづくりや安心して子どもを産み育て、乳幼児が健やかに成長できる社会を通して、乳幼児から高齢者まで、それぞれの年齢や生活状態に応じた保健・福祉・医療の充実に努めます。

併せて、行政とボランティア、NPO^{*1}などの個人や諸団体が、それぞれの役割を補完しあいながら一緒になって市民参画型福祉の充実に努めます。

施策体系

健やかで心安らく福祉のまちづくり

生涯にわたるいきいきした健康社会の実現

高齢者の笑顔が美しい元気なまちの実現

子育て支援の推進

^{*2}ノーマライゼーションの理念に
基づく障がい者福祉の充実

安心、ゆとりのある地域福祉の実現

*1 NPO：〔Non Profit Organization〕非営利組織のことで、市民や民間の支援により社会的な公益活動を行う組織・団体。

*2 ノーマライゼーション：障がい者を特別視せず、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、共に生きる社会を実現すべきという考え方。

1 生涯にわたるいきいきした健康社会の実現

現状と課題

健康は市民一人ひとりの共通の願いであり、幸せな生活の根幹をなすものです。

本市ではこれまでに健康教育、健康相談、健康診断、訪問指導、体力づくりの指導、予防接種などの諸事業を嘉穂保健福祉環境事務所及び医療機関との連携のもとで実施しています。

今後も近隣市町と連携しながら医療サービスの充実を図るとともに、市民の健康づくりを進めるため、健康づくり意識の高揚、関係機関と連携した健康教育・健康相談・健康診断などの各種保健事業を推進する必要があります。

また、市民一人ひとりが病気や寝たきりにならないよう、健康寿命を延ばすために日ごろから健康づくりを実施し、健康で明るい社会づくりをすることが大切です。



グラウンドゴルフ

施策の方針

それぞれのライフステージ^{*}に応じ、誰もが健康を手に入れることができるという基本的な考えに立ち、関係機関及び関係団体並びに行政が一体となって健康の維持・増進に重点をおいた健康づくりの支援体制の充実に努めます。

* ライフステージ：人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階。

主要施策

(1) 生涯保健体制の充実と専門分野での人材確保

- ① 健康管理、健康相談、健康診査、訪問指導の充実を図り、生活習慣を改善できるよう保健事業を推進します。
- ② 健康づくり促進のために人材の確保や能力の向上に努めます。
- ③ 健康の保持増進や、市民一人ひとりが生涯を通じた健康づくりを実践できるよう、健康増進講座などの各種教室・講座を開催します。
- ④ 市民の健康の保持増進を図るため、栄養相談及び指導の充実に努めるとともに、食生活改善推進会と連携して食の重要性の認識や食育の周知を推進します。

(2) 母子保健事業の推進

- ① 乳児健康診査、1歳半健康診査、3歳児健康診査、妊産婦・新生児訪問事業を実施し、各事業において母子の心身の健康を図ります。
- ② 離乳食教室や栄養強化食品支給事業において、妊産婦や乳幼児の栄養の摂取に関する援助を行います。
- ③ 障がいを持つ子とその親を対象に、専門職による発達心理相談や療育訓練を行うとともに、乳児教育専門職による育児教室を推進します。
- ④ 疾病の発生やまん延を予防するため、予防接種に関する正しい知識の啓発・普及とともに、接種率の向上に努めます。



乳幼児事業

(3) 医療機関相互の連携強化

- ① 各医療機関との連携のもとで、当番医制や病院群輪番制などを継続し、夜間・休日診療体制、小児救急医療体制の対応を促進します。
- ② 高度医療について、周辺医療機関と協議し診療体制の強化を引き続き行います。

(4) 保健福祉施設などの基盤整備の推進

公民館や集会所及び保健センターを積極的に活用し、市民の身近な場所で保健事業が展開できるように努めます。

2 高齢者の笑顔が美しい元気なまちの実現

現状と課題

本市の高齢化率は、平成17年の国勢調査では28.0%となっており、急速に高齢化が進んでいます。さらに高齢者の単身世帯、高齢者夫婦のみの世帯の増加により、家族介護力の低下が顕著になっています。

今後、従来の高齢者とは異なる新たな価値観や行動様式をもつ団塊の世代が高齢者となることを踏まえ、子育てや学校教育、さらには福祉介護力等で長年培った経験を活かせる場づくりをはじめ、地域での産業やまちづくり活動に参加できる仕組みづくりなど元気な高齢者がいきいきと暮らせるよう生きがい対策の充実など総合福祉対策の推進が必要です。

また、高齢者の保健・福祉等については「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を基本にした対策を推進するとともに、高齢化にともない寝たきりや認知症高齢者の増加が予測されることから、介護予防をはじめ高齢社会に配慮した保健福祉サービスの充実が必要です。



元気な高齢者（しめ縄づくり）

施策の方針

高齢者が生涯現役で活躍できるような生きがいづくりと社会参加への支援や健康づくり事業及び介護予防事業の充実を通して、だれでも、安心して穏やかに生活できるまちづくりを進めます。

主要施策

(1) 生きがいをもって生活できる環境づくりの推進

- ① 老人クラブの自主的な活動への支援に努めます。
- ② 高齢者の学習意欲に対応した情報提供やさまざまな自主サークル活動を推進します。
- ③ 地域ボランティア活動など高齢者の豊かな知識や経験などを地域社会で生かせるような場や機会の提供に努めます。
- ④ 高齢者が安心して生活できる居住空間の整備に関する相談・支援などの充実を図ります。
- ⑤ 高齢者の生きがいと就業の機会を確保・拡充するため、シルバー人材センターの活動を支援するとともに、高齢者自身も事業活動に参加できる高齢者向けの新しい産業の創出など高齢者の自立を支援します。
- ⑥ 公民館等高齢者同士の交流や生きがいづくりの場となる施設については、^{*1}バリアフリー化など必要に応じた整備を推進します。

(2) 介護サービス供給基盤の充実

- ① 高齢者の心身の状況や家族の状況などについての把握を「在宅介護支援センター」を中心に推進します。
- ② 高齢者やその家族に対して総合的な相談・支援を行います。
- ③ 要介護状態又は要支援状態とならないように介護予防事業の充実を図ります。
- ④ 高齢者に対する虐待の防止や早期発見、また成年後見人制度利用支援など、権利擁護のための事業を実施します。
- ⑤ 地域のケアマネージャー^{*2}の連携を図り、支援が難しい事例の早期の解決を図ります。

(3) 要介護者等を地域で支える体制づくりの推進

- ① 高齢者がなれ親しんだ地域でいきいきと過ごせるよう、地域デイサービスなどの地域が主体となったケア体制づくりを支援します。
- ② 地域福祉を担う福祉ボランティアなど市民の自主的、自発的な福祉活動を支援します。
- ③ 交通安全対策、防犯・防災対策、使いやすい公共施設など高齢者が暮らしやすい環境整備に努めます。

*1 バリアフリー：「障壁のない」の意。建物や道路などの設計で、段差や仕切りをなくすなど、高齢者や障がい者に配慮をすること。

*2 ケアマネージャー：要介護認定の他、介護サービスを必要とする人に、どのように生き甲斐を持って、過ごしたいかを探り、その人にあつたケアを考えていく仕事をする専門家で、医療・福祉・保健の各分野をつなぐ重要な役割を果たしている。

3 子育て支援の推進

現状と課題

本市では、子育て支援センターや公民館等で子育ての相談や保護者交流などを行っており、近年これらの取り組みも拡大しています。

今後は、子育て支援センターをより有効に活用していくとともに、様々な保育サービスを展開しながら、放課後や土・日、長期休暇など子どもたちが安心して、安全に活動できる環境づくりが求められています。

少子化社会に対応するために、「次世代育成支援対策行動計画」をもとに安心して産み、子育てできる環境づくりが必要であり、地域全体で子育てを見守り、支援していくことが必要です。そのために様々な分野における地域の人材を活用し、子育てを支援する人材を育成していくことが重要です。

また、子どもが犯罪や事故に巻き込まれる事件が多発し、社会問題となっています。特に、子どもに対する暴力や虐待の早期の発見とその対応が必要です。



子育て支援センター

施策の方針

地域で子どもを安心して産み、育てられる取り組みを進めることによって、次世代の育成支援のための社会づくり、体制づくりを進めます。

主要施策

(1) 少子化対策の推進

嘉麻市次世代育成支援対策行動計画に基づき総合的な少子化対策を図ります。

(2) 安心して産み・育てることができる環境づくりの推進

- ① 子育て期の保護者の不安の解消に努めます。
- ② 子育て期の保護者が社会参画できるよう支援します。
- ③ 経済的な負担の軽減を進めます。
- ④ 多様な保育サービスや子どもを預ける保育園・幼稚園・学童保育等の環境の整備を支援します。
- ⑤ 児童館など子どもの居場所の充実に努めます。
- ⑥ 子育てと仕事の両立支援を進めます。
- ⑦ 母子家庭等の自立支援を進めるため、相談・指導体制の充実、医療・教育・経済支援などの制度を推進します。

(3) 地域で育てる取り組みの推進

- ① 子育てに関する情報提供を強化するとともに、子育てに関する意識啓発を図ります。
- ② 地域の子育てサークルの活動を支援します。
- ③ 青少年健全育成として子どもたちが、年齢を超えて遊べる場や各種行事による体験を重ねる機会の充実に努めます。
- ④ 子育て支援のためのボランティアなど、支援する人材づくりを進めます。
- ⑤ 児童虐待等の早期発見・早期対応や健全育成を図ります。

4 ノーマライゼーションの理念に基づく障がい者福祉の充実

現状と課題

障がい者福祉施策は「^{*}ノーマライゼーション」の理念をもとに、諸施策に取り組んできました。

近年、国による制度改正が進められており、特に、平成17年10月には障害者自立支援法が成立し、サービス提供主体を市に一元化し、障がいの種類にかかわらず、共通の制度による福祉サービスの提供を行うことになりました。

今後は、国の動向を受け障害者福祉計画及び障害福祉計画の策定を行い障がい者が安心して生活し、社会参加できるように市が行う地域生活支援事業等の福祉サービスの充実が必要です。

また、福祉と保健・医療との連携による障がい発生の予防・早期発見、生活安定施策や就労支援などにわたる自立支援に向けた取組みが求められています。

施策の方針

ノーマライゼーションの理念に基づく障がい者福祉サービスの充実、自立支援や社会参加のための環境づくりを図ります。

* ノーマライゼーション：障がい者を特別視せず、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、共に生きる社会を実現すべきという考え方。

主要施策

(1) ノーマライゼーションの啓発

地域・家庭・職場におけるノーマライゼーション理念の一層の浸透を図ります。

(2) 障がい者福祉サービス体制の推進

- ① 相談窓口と情報提供の充実を図ります。
- ② 障がい者（児）のためのさまざまな相談、支援や福祉サービス等を推進します。
- ③ 介護者の負担を減らすため、日中一時支援事業等地域生活支援事業を推進します。

(3) 社会参加・自立・就労への支援強化

- ① 障がい者のスポーツ・レクリエーション活動や文化教養活動などの社会参加をサポートするため、ボランティアなどの育成や連携などを推進します。
- ② 障がい者の自立や就労に向けた各種事業の促進を図ります。
- ③ 児童の機能訓練事業を支援します。

(4) 地域ぐるみの福祉活動の活性化

- ① 社会福祉協議会などと連携し、ボランティアや地域の福祉の担い手の育成・活動の支援等を行います。
- ② 児童・生徒に対するボランティア活動などの福祉教育の推進や福祉教育プログラムの充実を図ります。

(5) 保健・医療サービスの充実

- ① 保健・医療機関と連携した障がいの予防・早期発見に努めます。
- ② 療育児に対しては、関係機関と連携し、年齢や状態に応じた適切な療育を実施します。
- ③ 医療機関や障がい者施設、嘉穂保健福祉環境事務所などと連携して、治療・訓練の充実を図ります。

5 安心、ゆとりのある地域福祉の実現

現状と課題

本市では、少子・高齢化、核家族化が進むとともに、市民の福祉ニーズも多様化していますが、個性の尊重を重んずる現在、お互いに助け合う精神の醸成が求められています。

高齢者・障がい者福祉サービスの充実、育児と仕事を両立する体制づくり、保健・医療・福祉が連携した地域で支え合う地域福祉のシステムやコミュニティづくり、ボランティアが活動しやすい環境づくり、さらにはユニバーサルデザイン^{*}に基づくまちづくりも必要です。

施策の方針

ボランティア等への育成と支援を通して、地域において互いに助け合う福祉活動の活性化を図ります。

主要施策

(1) 地域福祉制度の充実及び地域コミュニティの形成

- ① 社会福祉協議会等との連携を強化し、市民の積極的参加と多様な活動の促進を図ります。
- ② 学校教育における障がい体験学習や福祉教育の充実に努めます。

(2) ボランティア団体の育成・組織化の推進

ともに生活する地域社会をつくるため、より多くの市民が参加し、多様なボランティア活動が積極的に展開できるような支援を図るとともに、地域福祉ネットワークづくりを推進します。

(3) ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

安全で快適な生活が送れるようユニバーサルデザインに基づいてすべての人が利用しやすい環境を整備します。

^{*}ユニバーサルデザイン：障がい者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。

第3章 豊かな自然と共生する環境のまちづくり

基本方針

多様な生態系の保護のため、自然環境の保全や活用、自然との共生を図るとともに、環境教育による自然保護の啓発に努めます。

また、上水道や浄化槽の整備、癒し空間である公園・緑地の整備等を通して、快適で清潔な生活環境の向上を図ります。

さらに、循環型社会の形成を図るため、自然環境に負担をかけないように、リサイクル意識やゴミの分別意識の向上、不法投棄の防止等を通して、ゴミの減量化や再資源化を進めます。

防災については、防災意識の向上とともに、地域防災体制の充実強化など災害に強いまちづくりを推進するとともに、防火については、市民の生命・身体・財産を守る消防力の強化に努めます。また、消防・医療の連携による救命救急体制の強化を図ります。

防犯については、急増する犯罪を防止するため、市民の防犯意識を高め、地域と行政が一体となった防犯体制づくり等に努めます。

交通安全の徹底を図るため、高齢者を中心に交通安全教室の実施などによる交通モラル・マナーの向上や交通安全施設整備を計画的に進めます。



琴平公園



交通安全教室

施策体系

豊かな自然と共生する環境のまちづくり

豊かな自然環境の保護

快適な生活環境の創造

心やすらぐ公園・緑地の整備

環境にやさしいまちづくり

安心・安全確保のまちづくり

1 豊かな自然環境の保護

現状と課題

本市は美しい山系が連なり、それを源とする遠賀川など、豊かな自然環境に恵まれており、これらの自然を守るため、山林の保全や遠賀川などの水質浄化、廃棄物の適正処理、リサイクルの推進などに取り組んでいます。

また、豊かな生活をもたらす社会経済活動が、自然の生態系に影響を及ぼしているため、その保全、保護への取組みが求められています。

今後は、自然を教材とした環境教育の推進を図り、豊かな自然環境や生態系に配慮した自然にやさしいまちづくりが求められています。

施策の方針

豊かな自然環境の保全・活用や自然とのふれあいを通して、環境意識の啓発・向上に努めます。



遠賀川流域児童体験交流会（沢登り）

主要施策

(1) 森林の保護、管理体制の充実

国土の保全、水源かん養、地球温暖化防止などの森林の持つ多様な機能を高度に発揮するため森林の保護のための管理体制の充実を図ります。

(2) 河川浄化の推進

浄化槽などによる生活雑排水の適正処理を通して河川の浄化に努めます。

(3) 自然環境保全意識の高揚

- ① 市民と協働して水の浄化に対する意識啓発や浄化対策に関する広報・啓発により市民の意識の高揚を図ります。
- ② 自然環境の保全および緑化の推進のため、市民、行政、専門家、各種団体等からなる体制づくりを図ります。

(4) 健全な生態系の保持

- ① 豊かな自然環境や野生生物の生息・生育環境の保全を図るため、生態系の調査を実施します。
- ② 環境配慮型事業の推進を図ります。

(5) 自然とのふれあいの推進

- ① 水辺や環境保全に関するイベントの開催や交流事業を推進します。
- ② 市民団体の育成やボランティア活動への支援に努めます。

2 快適な生活環境の創造

現状と課題

本市の水資源は、遠賀川水系河川と地下水に依存しており、現在は安定した供給が図られています。また、本市は南部を中心に森林地帯を形成しており、水源かん養の機能を備えています。

本市では、旧市町の水道事業等を従来の形態で継承し、上水道事業を運営しています。

今後とも安全で衛生的な水を安定供給するため、基本計画に基づいて事業の統合や水需要計画の見直し、運転管理及び維持管理体制の整備に努める必要があります。

遠賀川の水質浄化、快適な生活環境を推進するうえで、排水処理を適切に行わなければなりません。本市には公共下水道が整備されていないため、浄化槽の普及促進が必要です。

施策の方針

上水道や浄化槽等の整備を通して、快適な生活環境に恵まれたまちづくりを進めます。

主要施策

(1) 水道施設の整備

上水道事業については、基本計画に基づいて、整備事業を推進します。

(2) 基本計画書・中期経営計画書の作成

本市で取り組むべき事項の基本計画書及び中期経営計画書を作成し、今後の検討課題について基本方向を整理します。

(3) 浄化槽の普及促進

生活排水等の処理については浄化槽による効率的、計画的な推進を図るとともに、地域の実情に応じた事業を推進します。

3 心安らぐ公園・緑地の整備

現状と課題

生活環境に潤いと安らぎを与える身近な公園や緑地に対しては、住民のニーズが多様化してきており、利用者が少ないものや管理が行き届いていないものがあります。

さらに、市内には県立自然公園や都市公園も設置されています。

本市の自然・歴史などと調和のとれた魅力ある公園・緑地の整備を推進する必要があります。

また、公園・緑地の維持・管理は、市民と行政が協働して進める必要があります。

施策の方針

公園・緑地の整備を通して、自然との共生の場の提供や良好な住環境を形成する癒し空間の形成を図ります。

主要施策

(1) 歴史・文化との調和を図った公園・緑地の整備

- ① 計画的で地元のニーズを反映させた公園や歴史・文化との調和を図った緑地空間の整備を推進します。
- ② 市民が安全で安心して使える公園・緑地の整備に努め、災害時における避難所としての機能の充実や管理上の防犯対策などの取り組みを進めます。
- ③ 市民との協働と役割分担のもと、公園や緑地の適正な維持管理を行う管理体制づくりを進めます。

(2) 自然との調和と地域の特性を活かした公園整備

- ① 貴重な自然環境である森林部や遠賀川の源流部における樹木、動植物などを保全し、緑豊かな環境づくりを進めます。
- ② 市民と協働して地域の特性を活かした公共施設などの緑化を推進します。

4 環境にやさしいまちづくり

現状と課題

環境問題は、地球規模の問題であると同時に、地域の問題でもあります。

将来にわたって快適な生活環境を確保するためには、循環型社会の重要性を、市民が認識する必要があります。

また、効率的、計画的な分別収集の徹底とリサイクルを推進するとともに、廃棄物の適正処理に取り組めます。さらに、不法投棄防止対策の強化に取り組めます。

地球温暖化に対しては、二酸化炭素削減のための自然エネルギーの利活用、省エネルギーの推進を図るなど循環型社会の構築が求められています。

施策の方針

生活環境の向上を図るため、ゴミの減量化やリサイクルによる循環型社会の形成を推進します。また、不法投棄の防止に努めます。



不法投棄啓発車

主要施策

(1) 環境教育の充実

学校や地域と連携して環境教育を推進するとともに、ボランティア等の人材育成を支援します。

(2) 資源循環型ゴミ処理システムの確立

- ① ごみの分別収集の徹底と収集システムの充実を図るとともに、効率的、計画的な処理体制の構築を促進します。
- ② 市民へのリサイクル意識啓発活動を推進します。
- ③ リサイクル製品及びエコ商品^{*}の活用を促進します。
- ④ 廃棄物の適正処理の指導を図るとともに、不法投棄防止対策を推進します。

(3) 省エネ活動の啓発推進

- ① 環境問題への総合的な取組みを進めるため、環境基本計画を策定します。
- ② 自然と地球環境にやさしい生活を実現するため身近にできる省資源・省エネルギーの普及促進に努めます。

(4) 産業廃棄物対策の推進

長期的かつ総合的視点で、環境基準に適合した公営の産業廃棄物処理施設などの整備を国、県に対して要請して行きます。

* エコ商品：再生紙などリサイクル素材で作られた環境にやさしい商品の総称。

5 安心・安全確保のまちづくり

現状と課題

防災については、防災訓練を実施するなどの防災体制の確立を図ってきましたが、災害時の連絡体制・避難場所等に対する情報量の不足によって実際の活動内容の周知が充分に行われていない状況です。

今後は、地域防災計画を基に、防災意識の向上を図るとともに、治山、治水事業の促進や防災行政無線の整備など災害に強いまちづくりが求められています。

また、国民保護計画についても県の計画を尊重した市としての取り組みのあり方が求められています。

消防については、広報パトロールの実施や防火ポスターの募集、高齢者等への個別訪問、家庭や職場等での初期消火指導等を実施しています。

しかし、生活様式が複雑多様化するとともに、少子・高齢化にともなって、火災の発生による影響も多様化しており、生命・身体・財産を守る消防力の強化は重要になってきています。

また、救急活動の高度化に伴い、救命救急に対する需要は著しい増加傾向にあり、今後は、消防・医療の連携による救命救急体制を強化することが必要となっています。

昨今、シートベルトの着用はもちろん、チャイルドシートの着用も義務化され、交通安全に対する意識も浸透してきています。

今後は、交通安全施設の整備や意識啓発などに対する取り組みの強化が求められます。

また、犯罪の発生状況は、地域での連帯の希薄化等を背景に、凶悪化、低年齢化、高度化などの傾向にあることから、防犯施設の整備や防犯意識啓発等を通して一層の対策強化が求められます。



消防団活動（福岡県総合防災訓練）



出初式（飯塚市・嘉麻市・桂川町消防連合出初式）

施策の方針

災害に強いまちづくりを推進するとともに、自主防災組織等による地域防災力の強化を図り、市民の生命や財産の保護・保全に努めます。

地域での交通安全、防犯への取り組みを通して、安心して日常生活が送れる環境づくりを推進します。

主要施策

(1) 防災意識の高揚、自主防災体制の確立

- ① 地域防災計画の推進を図るとともに、市民の防災意識の向上、自主防災組織の充実など地域主体の防災体制の確立を推進します。
- ② 治山・治水事業を推進します。
- ③ 防災行政無線等の整備促進を通して情報伝達システムの構築を図るなど防災情報基盤の充実したまちづくりを進めます。

(2) 国民保護体制の整備推進

国民保護計画の策定を通して、武力攻撃事態等への対処措置などの体制整備を図ります。

(3) 消防、防災体制の基盤整備の推進

- ① 緊急時に的確かつ速やかな対応ができる消防・防災体制の充実を図ります。
- ② 消防団員の人材確保・育成に努めるなど消防団の活性化を図るとともに、消防施設・設備の充実を図ります。
- ③ 救急・救助需要の多様化に対応するため、高規格救急車、設備の充実を要請します。
- ④ 自動体外式除細動器（AED）^{*}及び講習会用の資機材の整備や救急業務の高度化に伴う資機材の整備を図ります。



山田消防署

*自動体外式除細動器（AED）：心停止の際に電気ショックが必要かを判断し、救命の手順を音声で指示する心臓電気ショックの器機。

(4) 交通弱者に対する交通安全施設の整備推進

- ① 交通安全施設の整備など道路交通環境の向上を図ります。
- ② 交通安全教育の推進や交通安全協会等関連団体活動の促進など交通安全意識の高揚を図ります。

(5) 防犯意識の高揚、防犯体制づくりの推進

- ① 街路灯等防犯施設の整備を図ります。
- ② 広報紙やホームページを通した啓発活動及び情報提供など防犯意識の向上に努めます。
- ③ 警察、行政、地域住民等が連携した地域防犯体制及び緊急連絡体制づくりを図ります。



交通安全街頭指導

第4章 心豊かな人を育むまちづくり

基本方針

子どもの「豊かな心」と「確かな学力」を育てるためには、子どもの意欲・やる気等を育てる取り組みが重要です。

子どもの意欲・やる気等を育てる取り組みとして、地域・学校・保護者と連携した多様な体験活動等を推進するとともに、教育内容の充実や教育環境の整備を図り、「自ら学び、自ら考える力」を培うことが必要とされています。

さらに、不登校問題、情報化・国際化の進展などますます複雑に多様化する社会に対応できるような教育や児童生徒が安全で楽しい学校生活が過ごせるような教育環境の整備はもちろん、地域の人材活用や地域に開かれた学校づくりが求められています。

また、生涯学習活動やスポーツ・文化活動の充実に努め、市民が地域や世代を超えて、集い、学び、語り合い、いきいきと活動ができるようにするとともに、その活動を支援する指導者等の育成を図り、市民や団体の主体的な活動を支援します。

本市の伝統文化を保存・継承しつつ、質の高い芸術文化にふれる機会の充実を図るとともに、文化財の保護・活用に努めることによって、郷土を誇りに思う、心豊かなまちづくりを進めます。

施策体系

心豊かな人を育むまちづくり

生きる力を育む学校教育の充実

次代を担う青少年の健全育成

お互いに学ぶ生涯学習の推進

健康な体づくり生涯スポーツの推進

心豊かな人を育む芸術・文化の創造

歴史的・文化的遺産の保護と活用

1 生きる力を育む学校教育の充実

現状と課題

本市には小学校12校、中学校5校、高校1校が設置されています。

少子化の影響により、総体的に児童・生徒数は年々減少傾向にあり、規模の小さな学校が増加し、学校によっては複式学級を余儀なくされている状況にあります。

小・中学期は、学力向上や心身の調和の取れた人間形成を育む重要な時期であり、今後は、次代を担う子どもたちの育成のため、家庭・地域・学校のより一層の連携のもと、多様な個性と可能性を伸ばせる教育環境の整備及び教育水準を維持し、教育効果を高めるために学校規模の適正化、校区の再編などが必要です。

また、学校でのいじめ、不登校など様々な問題現象に積極的に取り組み、家庭や地域と連携して、子どもたちがいきいきと学ぶことができる魅力ある、信頼される学校づくりを行うことが必要です。



中学校授業風景

施策の方針

子どもたちが、豊かな心と生きる力・確かな学力を身に付け、心身ともにたくましく育ち成長していくことができるように、学校における多様な教育内容の充実強化や学校の統合を含めた施設・設備の再整備を図るとともに、地域との交流・連携を通して地域に開かれた学校づくりを推進します。

主要施策

(1) 人づくりの推進

- ① 基礎学力の向上とともに、児童・生徒の個性が伸ばせるよう、指導方法などについての改善に努めます。
- ② 情報活用能力を育成するとともに、氾濫するテレビや雑誌などのメディア情報に適切に対応できる子どもを育成する情報教育を推進します。
- ③ 国際社会に対応できる知識や能力の向上を図り、外国の文化を理解する教育を推進します。
- ④ すべての人が差別や偏見がなく、その能力が十分に発揮できる社会の実現へ向けた人権教育を進めます。
- ⑤ 障がい児に対する正しい理解と認識を深めるなど、障がいに配慮したやさしい教育の推進を図ります。
- ⑥ 児童・生徒の不安・悩みなどの解消のため、専門カウンセラーを配置するなど、教育相談体制を一層充実します。
- ⑦ いじめ、不登校などに対処するため、教育機関や家庭、地域との機能的なネットワークによる連携・協力を努めます。

(2) 教員の資質向上の推進

教職員研修を体系化し、組織的、計画的、継続的に行うとともに、使命感あふれる優れた人材を養成確保し、教職員の教育意欲の高揚と指導力の向上に努めます。

(3) 開かれた学校づくりの推進

- ① 学校施設の地域への開放・共有化を進め、地域住民の活動の場としての有効活用を図ります。
- ② 外部講師として地域の人たちの活用を図ります。
- ③ 子どもたちをとりまく危険から守るために地域住民との連携による安全教育や不審者等への対応に努めます。

(4) 学校規模の適正化や校区の見直しの推進

児童生徒数の減少に応じて、長期的な視点に立って市民の理解を得ながら、学校の統合・再配置や校区の見直しなどを行います。

(5) 学校施設的环境整備の推進

- ① 老朽化した学校施設や設備については、学校の統合等を勘案のうえ、計画的な増改築・補修を推進し安心して学べる環境を整備します。
- ② 学校給食施設については、計画的に整備を行い、衛生的で安全・良質な学校給食を提供します。
- ③ 地域住民にも利用しやすい施設整備を進めます。

2 次代を担う青少年の健全育成

現状と課題

核家族化、少子化など社会情勢変化のなかで、地域社会でのコミュニティ意識の希薄化による子ども同士のふれあい、また、親子のふれあいの減少などが進んでいます。それによって、家庭や地域社会における青少年の教育機能が低下するとともに、青少年の社会参加意識の低下や自立心の欠如が見られるようになってきました。

青少年の人間形成に果たす地域社会の役割について、地域住民の理解と協力を求めるとともに、次世代を担う青少年に、自然環境の尊さ、地域社会とのかかわりの大切さなどについて伝えることが必要です。



市民総合体育大会

施策の方針

青少年の健全育成のために、学校や家庭だけでなく、地域の子どもは地域で守り育てていくという意識の形成と体制づくりに努めます。

主要施策

(1) 青少年健全育成体制の強化

- ① 有害な環境の浄化など青少年の健全育成のための環境づくりを進めます。
- ② 子ども会、PTAなど関係団体が連携して、学校、家庭、地域が一体となった地域ぐるみの育成体制の強化を図ります。

(2) 指導者の育成

さまざまな活動の主体となる青少年団体の育成を図り、その活動に重要な役割を果たす指導者の育成に努めます。

(3) 社会参加活動の推進

青少年が、身近な生活の場である地域社会の諸行事、祭り、伝統芸能などに参加しやすい環境づくりに努めます。



平山獅子舞

3 お互いに学ぶ生涯学習の推進

現状と課題

近年、生活様式の変化や価値観の多様化により、仕事や家庭生活以外における社会参画や自己実現への市民の関心は高く、また、高齢社会の到来により、人生の完成期をどう過ごすかと考えるときにも、自己の能力を活かしお互いに学びあう生涯学習は、ますます重要となっています。

今後は、生涯の各時期に応じた多様な学習機会を提供するために、学習内容の質の向上、市民企画を募集するなどの市民との協働、自主学習グループや主体性を持った市民活動団体の育成など、誰もが自由に学習活動ができるような支援体制が必要です。



図書館

施策の方針

多様な生涯学習ニーズに対応するため、公民館等の生涯学習拠点の整備充実を図るとともに生涯学習環境を支える人材の育成を図ります。

主要施策

(1) 生涯学習機会の充実

- ① 公民館、学校施設、公共図書館等既存の施設を含めた広域的な生涯学習ネットワークを整備します。
- ② 施設の機能の充実強化を図り、生涯学習の拠点の整備に努めます。

(2) 生涯学習基盤の整備

- ① 行政、学校教育関係団体との連携を図るとともに、市民参画による生涯学習サービス提供及び情報受発信システム等の構築を図ります。
- ② 生涯学習指導者の育成と人材ネットワークの形成を促進します。

4 健康な体づくり生涯スポーツの推進

現状と課題

公共スポーツ施設では、総合運動施設、体育館、テニスコート、ゲートボール場、プールなどが市内に設置され市民のスポーツ活動に対応しています。

本市は、学校教育における各クラブの活動、体育協会のもと活動するクラブなどがあり、スポーツが盛んに行われています。また、学校の体育館も地域に開放されています。

また、だれでも自由に気軽にスポーツを楽しめる体制をつくるため、市内にある文化・スポーツ施設については、市民のニーズにあった有効活用と広域的利用を推進する必要があります。



嘉穂総合運動公園



温水プールスイミングプラザなつき

施策の方針

だれもが生涯を通じてスポーツに親しみ、健康の増進や市民相互の交流ができるよう施設、運営体制などの条件整備を図るとともに、スポーツイベントの充実に努めます。



楽しく走ろうふくおか子ども駅伝大会

主要施策

(1) 生涯スポーツ活動を推進する広域的な連携及び体制の整備推進

- ① だれもが気楽にスポーツに慣れ親しみ、多くの市民の参加を促進するため、ニュースポーツなどの手軽にできるスポーツの普及を図ります。
- ② 生涯スポーツの促進を図るため、市民が身近な場所で継続的に様々なスポーツに親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブの育成を図ります。
- ③ スポーツ団体の育成・組織の活性化、リーダー・指導者の育成を推進します。

(2) スポーツ施設の整備推進

- ① 既存施設・学校施設の有効活用や施設間の連携を図り、市民のスポーツ活動の向上に努めます。
- ② 全国大会レベルの大会開催を視野に入れた新たな施設の整備に努めます。

(3) スポーツイベントの充実

- ① 家族や高齢者、障がい者など、より多くの市民の参加や相互の交流を促進するため、各種スポーツイベントや教室等の充実を図ります。
- ② スポーツ団体等の競技力向上のため、全国大会レベルのスポーツ大会の誘致に努め、参加と観戦の機会の拡充を図ります。

5 心豊かな人を育む芸術・文化の創造

現状と課題

本市では、行政の社会教育担当部門の支援のもと、自主的な芸術・文化活動が行われています。

芸術・文化活動は、市民の主体的な活動や既存の団体・サークルの活動が活発に行われている一方で、少子化や過疎化による後継者不足により参加者の高齢化が進み、新たな加入者が少なく徐々に衰退しています。

今後は、文化の薫り高いまちづくりに向け、文化・芸術鑑賞機会の充実強化を図るとともに、市民の主体的な文化・芸術活動を支援する必要があります。

併せて、祭りなどの伝統文化の継承に努める必要があります。



織田廣喜美術館

施策の方針

芸術・文化に親しみ、伝える仕組みづくりを通して、郷土を誇りに思うまちづくりを進めます。

主要施策

(1) 文化活動の支援の充実

- ① 子どもから高齢者まですべての市民が多様な芸術文化にふれられる機会の充実に努めます。
- ② 自主活動のサークル、各団体等が協働して行う事業を支援します。
- ③ 指導者等人材の確保・育成を図ります。

(2) 芸術・文化の創造と次世代への伝承推進

後継者の育成などにより、地域に、人々に愛され守られてきた伝統芸能・伝統行事の保護継承の支援を推進します。

(3) 個性的な文化環境づくりの推進

歴史資料館、文化施設などのネットワーク化による各種シンポジウムやセミナー、文化イベント等を開催するなど嘉麻市独自の文化環境の形成に努めます。

6 歴史的・文化的遺産の保護と活用

現状と課題

本市には、数多くの歴史的・文化的遺産が残されていますがその研究・保存が課題となっています。

今後は、歴史的・文化的遺産の保護を図るため、各種学習講座や資料展示などを通して、市民に幅広く郷土の歴史や文化の周知を図り、文化意識を高める必要があります。

また、文化的景観の保存を進めるとともに、文化財の修復や保存整備を進めながら、市内に埋もれている貴重な文化財を調査、発掘し、新たな地域文化の創造に向けて積極的に活用することが重要です。

さらに、市内に点在する歴史的・文化的遺産のネットワーク化を通して市民をはじめ本市を訪れる多くの人たちも楽しめる歴史・文化の環境づくりが必要となっています。



郷土学習

施策の方針

貴重な伝統芸能・歴史資源を守り育むことにより文化の薫るまちづくりを推進します。

主要施策

(1) 歴史的文化的遺産の保存・公開

- ① 文化財等文化遺産の保存・公開、整備を推進します。
- ② 歴史的価値の高い建物の保存、活用に努めます。
- ③ 市内に埋もれている貴重な文化財などを調査し、その成果の公開に努めます。
- ④ 重要なものは文化財としての指定を検討します。

(2) 保存・研究・活用等を通してふれることのできる環境整備の推進

- ① 文化財に関わる講座や企画展、見学会の開催などを通じ、文化財に対する保護意識の高揚を図ります。
- ② 文化財を活かしたマップづくりや郷土学習の教材などとして、文化財の積極的な活用を図ります。
- ③ 歴史案内ボランティアの確保に努めます。



山野の石像群

(3) 教育・観光への活用の推進

- ① 公共図書館や学校図書館、歴史資料館などを活用し、児童・生徒自らが郷土の歴史や文化を学ぶ姿勢を育てるとともに、様々な体験学習を通して、伝統・文化の伝承などによる郷土学習を推進します。
- ② 市内に点在する史跡などの歴史遺産・歴史資料館等のネットワーク化を図ることによって、「見る」「ふれる」「体験できる」歴史・文化の環境づくりに努めます。

第5章 住みよさが感じられる交流のまちづくり

基本方針

豊かで快適、ゆとりのあるまちづくりを進めるため、国道、県道、市道が相互に連結した市内道路網の整備を促進するとともに、市民の移動手段としてのバス路線やJR線の利便性向上等を支援、促進していきます。

また、自然との共生を図った計画的な土地利用を推進するとともに、良好な住環境の形成に努めます。



田舎体験交流

施策体系

住みよさが感じられる交流のまちづくり

計画的な土地利用の推進

利便性を高める道路・公共交通の整備

魅力ある住環境づくり

地域に活力を持たせる情報・通信体制の整備

1 計画的な土地利用の推進

現状と課題

本市の地目別面積では、山林が過半数を占めてもっとも多く、次いで田・畑などの耕地、宅地の順となっています。

このような状況下、特に、面積として相対的に狭い住宅地に関しては、必ずしも秩序ある開発や景観形成がなされず、市街地が無計画・無秩序に郊外に広がっていく傾向にあります。

今後は、都市計画区域、農業振興地域、森林・水資源保全地域などによる土地利用指針等を踏まえ、住宅地域、農業地域、森林地域等の利用区分を明確に設定することによって、市全域での調和のとれた適正な土地利用計画を図り、秩序ある計画的なまちづくりを進める必要があります。

施策の方針

総合的な土地利用の指針等のもとで、調和のとれた計画的な土地利用を図ります。

主要施策

(1) 都市計画の見直し

合理的な都市的土地利用や効率的で効果的な都市基盤を整備するため、都市計画における基礎調査を推進します。

(2) 農業振興地域整備計画の見直し

農用地の保全や生産基盤を確保するため、農業振興地域整備計画を見直します。

(3) 国土調査事業の推進

総合的、計画的な土地利用の基礎的な資料として、国土調査事業を推進します。

2 利便性を高める道路・公共交通の整備

現状と課題

本市には、一般国道211号、322号の2本の国道が骨格を形成し、3本の主要地方道が国道を補完しています。さらに、一般県道、市道が市内外の主要都市を結んでいます。

道路、公共交通の広域的な整備は、地域の活性化にとって最も根幹となる基盤です。

今後は、市内外の交通アクセスを向上させ、均衡ある発展をめざした計画的な整備が必要です。

中でも、本市の骨格をなす地域間幹線道路である国道211号の改良、国道322号バイパスの建設及び八丁峠トンネルの早期実現を目指すとともに、国道と同様に県道の早期改良・整備が必要です。また、生活道路については、安全を確保するための整備が必要です。

公共交通機関は、JR後藤寺線が走っていますが、多くの市民は、バスや自家用車を利用して、桂川駅や新飯塚駅などから福岡や北九州都市圏へ通勤・通学をしています。

また、近年の路線バス廃止による公共交通バス不便地域については、市でバス運行の代行を実施しています。

公共交通機関については、広域的な交通アクセス^{*}、地域福祉バスなどの総合的な運行システムの構築が必要です。



国道322号線八丁峠

施策の方針

国道、県道、市道を含めた地域間のアクセスの向上による広域的な道路ネットワークの形成、歩行者にやさしい生活道路網などの整備、さらには公共交通機関整備への支援、促進を通して魅力ある住みよさが実感できるまちづくりに努めます。

* アクセス：施設や目的地などへ到着する方法や手段の意味で用いられることが多く、交通アクセスなどと呼ばれる。

主要施策

(1) 国道の早期整備充実に対する国への要請

- ① 国道211号については、未整備箇所の改良について早期完了に向け要請します。
- ② 国道322号はバイパス化及び八丁峠のトンネル化に向け早期の事業完了を促進します。
- ③ 交通渋滞の著しい交差点の改良等を促進します。

(2) 主要地方道、一般県道の計画的道路整備に対する県への要請

主要地方道、一般県道の未整備区間の早期整備を促進し、交通安全環境の改善等を要請します。

(3) 国・県道へのアクセス道路の整備

国・県道や主要駅などと有機的に連携する道路ネットワークの形成や、市街地の慢性的な交通渋滞を解消するための道路網の整備に努めます。

(4) 生活に密着した安全な市道整備の推進

- ① 市道の改良や歩道設置などを推進し、交通安全環境及び防災対策の向上を図ります。
- ② 路面の補修や清掃など、適切な維持管理に努めます。
- ③ 周辺の空間と調和した道路景観整備や緑化に努めるとともに、^{*}ユニバーサルデザインによる人にやさしい道づくりを推進し、安全で安心できる道路空間の整備を推進します。

(5) 日常生活の移動手段としての乗合バスの確保と運行体制の維持促進

日常生活の移動手段としての乗合バスの確保を図るとともに、福祉バス等のコミュニティバスを含めた総合的な運行システムの構築を検討します。

(6) コミュニティバスの広域運行の推進

公共施設及びそれに付随する施設への送迎を行うためや高齢者等の利便性を確保するための福祉バス等のコミュニティバスの運行について検討します。

(7) JR福北ゆたか線へ結ぶバス運行の検討

通勤・通学用として、JR福北ゆたか線各駅へのバス路線の拡充や既存路線の増便を要請します。

*ユニバーサルデザイン：障がい者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。

3 魅力ある住環境づくり

現状と課題

本市の住宅管理戸数は、公営住宅2,195戸・改良住宅1,438戸、合計3,633戸の市営住宅を管理し、戸数的にはほぼ充足されていますが、現在の住居水準からみると十分ではなく、良質な住宅や住環境の整備が求められています。

また、市営住宅の大半は老朽化が進み、修繕等の費用は年々増加傾向にあります。

木造住宅については、建築年度が古いことから払い下げ等の処理が必要となっています。また、残存している炭鉱住宅についても住環境の整備が課題となっています。

今後は、住宅のあり方を検討し、若年層から高齢者・障がい者に配慮した安全で快適な住環境の整備を図ることが必要です。



ゆめが丘葉月



奈良ヶ坂団地

施策の方針

良質な住環境の整備を通して、魅力ある住みよさが実感できる市街地の形成を図ります。

主要施策

(1) 良質な住宅供給の推進

- ① ^{*}市営住宅ストック総合活用計画に基づく市営住宅の適性かつ計画的な管理を推進します。
- ② 市営住宅の建て替えは、生活様式の多様化や生活水準の向上などニーズにあった整備に努めます。

* 市営住宅ストック総合活用計画：既存の公営住宅等を効率的かつ総合的に活用するための方針活用計画や建替事業・改善事業等の活用手法の選定方針、活用計画等を定めるもの。

4 地域に活力を持たせる情報・通信体制の整備

現状と課題

政府は、2001年（平成13年）1月に策定した「e-Japan戦略」をもとに、ICT^{*}基盤の整備に取り組んでいます。この5年間に、高速ネットワーク基盤の整備と利用の広がり、テレビ電話、高機能の携帯電話の普及、電子商取引の飛躍的拡大など日本は世界最先端を実現しつつあります。

本市においても庁舎間など公共施設の情報基盤の整備を進めています。今後さらに市民利便性向上のため、利用者重視の電子自治体の構築を図る必要があります。

その一方で、市民が利用する情報基盤整備は、民間通信事業者によってインターネットを利用できる基盤が整備されていますが、高速インターネット網については、地理的条件等によって整備が遅れている地域もあり、利便性を享受できない情報格差が生じています。

また、インターネットの普及で、大量の情報が氾濫しており、違法・有害情報に起因する社会問題が相次いで発生するなど一人ひとりの情報活用能力が必要とされています。そのため、どの世代でも情報化社会に適応できるよう各種講座や技術習得のための学習会などの開催を促進することが重要です。

今後は、さらに情報化社会が進展することが予想され、市民すべてが「いつでも、どこでも、だれでも」使えるネットワーク社会に対応できるよう学校や地域で情報活用能力を向上させる環境の整備を、セキュリティ確保やプライバシー保護等に十分留意しながら進める必要があります。

ケーブルテレビ事業は、地域密着型の行政放送・地上波の難視聴解消・福祉事業・災害告知など生活を守る市民サービスをケーブルテレビを利用して、テレビ放送と行政サービスなどを提供するものです。

このケーブルテレビ事業は、旧山田市で実施されていたものですが、嘉麻市全域で実施することが課題となっています。

また、2011年（平成23年）7月24日で、地上波アナログ放送が終了するため、有線テレビ放送施設（ケーブルテレビセンター）を地上波デジタル放送用に移行する必要があります。

* ICT：情報とコミュニケーションに関する技術。

施策の方針

情報通信基盤の充実したまちづくりを進めるため、ICT社会に対応した情報システムの構築など地域情報化の推進を図ります。

併せて、地域情報化に必要な人材の確保、さらには市民の情報活用技術の向上のための各種事業を推進します。

主要施策

(1) 情報・通信基盤の充実

- ① 市内全域で高速通信回線の早期敷設を働きかけていきます。
- ② 次代を担う子どもたちの情報教育を推進していくとともに、ネットワーク環境の整備や教員のICT指導能力の向上なども同時に推進していきます。
- ③ 市民に身近な分野からの情報化を進め、ICTを最大限に活用した電子自治体の推進を図ります。
- ④ ケーブルテレビ事業の市内全域への実施については、市民の要望や財政状況等を勘案して検討します。

(2) 市民参加の情報ネットワークづくりの推進

- ① どの世代でも情報化社会に適応できるよう技術習得のための機会創出を図ります。
- ② 市民の利便性向上のため、インターネットを利用し、市のホームページから各種行政手続きの申請や公共施設の予約などができるなど市民に身近な分野から整備を図ります。
- ③ ^{*1}ハッカー等システムへの外部からの進入を防ぐための^{*2}セキュリティシステムの向上を推進します。
- ④ 個人情報保護法の理念を踏まえ、行政内部の情報管理の徹底に努めます。

*1 ハッカー：不法に他のコンピューターシステムに侵入してデータを改変したり、無断でコピーしたりする人。

*2 セキュリティシステム：安全対策や防犯に対する体制。

第6章 市民と行政による協働のまちづくり

基本方針

性別や国籍等を超えて互いに尊重し合い多様な価値観を認め合う共生のまちづくりやNPO・ボランティア団体、地域団体や企業などによる自主的で多様な活動が活発化するよう支援を行い、多様な地域でのふれあいなど交流によるまちづくりを推進します。

さらに、情報公開により市民との情報の共有化を推進し、市民参画による協働のまちづくりを進めます。

また、自立した行財政の確立を推進するため、効果的、効率的な行政運営の構築と職員の資質向上に努めるとともに、健全な財政運営を推進します。



まちづくり市民部会

施策体系

市民と行政による協働のまちづくり

人権教育・人権啓発の推進

男女共同参画の推進

多様な交流によるまちづくりの推進

市民参加のまちづくりと
嘉麻市自治基本条例（仮称）の制定

効率的な行財政運営の推進

* NPO：〔Non Profit Organization〕非営利組織のことで、市民や民間の支援により社会的な公益活動を行う組織・団体。

1 人権教育・人権啓発の推進

現状と課題

「人権教育のための国連10年」を受けて平成9年に策定された国の「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」、県の「人権教育のための国連10年に関する福岡県行動計画」以降、平成12年には「人権教育・啓発推進法」が成立し、人権救済についての議論が活発になっていますが、歴史的、社会的理由や性別、障がい、国籍等の理由による偏見や差別がいまだに根強く残っています。

本市では、旧市町時代からさまざまな人権教育、人権啓発の活動を通して一人ひとりを大切にしたい人権感覚を育んできました。

今後も、中長期的な展望に立ち、同和問題をはじめとする様々な人権問題を自分の問題として捉えることのできる啓発や生涯学習の視点から社会教育、学校教育及び家庭教育相互の連携を図った人権教育に取り組む必要があります。

施策の方針

人権の啓発や支援など、総合的に取り組み、人権が尊重されるまちづくりを推進します。

主要施策

(1) 総合的な人権啓発、人権・同和教育活動の取組みの推進

- ① 就学前・学校教育や生涯学習の場において、さまざまな人権に関する学習の充実を図ります。
- ② 人権を大切にする企業づくりや人権尊重の意識の高い職場づくりが進むよう、事業者や事業者団体に対する人権・同和教育・啓発に努めます。
- ③ 人権に関わる講演会や人権・同和学习の機会を通じて、互いを理解しあい、尊重しあう人権意識の高揚を図ります。
- ④ 人権問題に関わる擁護体制や相談体制の充実を図ります。
- ⑤ 日常生活の中で主体的に人権問題の解決に取り組む人材の育成に努めます。
- ⑥ 行政機関、企業等が連携・協働し、実効ある人権・同和教育・啓発の推進に努めます。

2 男女共同参画の推進

現状と課題

わが国では、憲法において個人の尊重と法の下での平等が謳われ、男女平等の実現に向けた法制度や様々な取り組みが行われてきました。

平成11年6月には、男女共同参画社会基本法が施行され、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は21世紀の日本社会を決定する最重要課題として位置づけられました。

しかし、依然として性別による固定的な役割分担意識や慣習が職場、家庭、地域に根強く残っており、さらに、近年、夫やパートナーからの暴力が顕在化するなど、女性に対する暴力が大きな社会問題となっています。暴力はその対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、特に女性に対する暴力について早急に対応が求められており、女性に対する暴力は、女性の人権が軽視あるいは無視されることから生じているのが現状です。

個々の人権が性別にかかわらず、平等に尊重される社会や、活力ある地域社会を形成するためには、男女がお互いに人権を尊重し、社会の対等な構成員としてそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が緊要な課題となってきます。

今後、本市の男女共同参画を進めていくには、男女の人権を尊重する教育や学習の充実と意識改革、社会制度・慣行の見直し、政策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立、男女共同参画に関する認識を深め定着させるための広報・啓発活動などを行っていく必要があります。

施策の方針

個々の人権が性別にかかわらず、平等に尊重される社会の確立と、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成を推進していくため、「嘉麻市男女共同参画社会基本計画」を策定し、施策を総合的、計画的に推進していきます。

主要施策

(1) 男女共同参画社会実現のための環境づくり

- ① 各種審議会などの委員への女性の登用を積極的に推進します。
- ② 男女が共に対等な立場で参画し、責任や義務を担う社会を確立するため、広報紙やホームページなどを活用した積極的な啓発活動等を推進します。
- ③ 女性のライフステージ^{*}に応じた多様な学習機会の充実を図ります。
- ④ 配偶者などからの女性に対する暴力を許さない社会意識の醸成や相談体制を充実し、被害者を支援します。
- ⑤ 企業に対する啓発や情報提供に努め、育児休業、介護休業制度の普及を図ります。
- ⑥ 家族を構成する男女が仕事と家庭生活を両立できる環境づくりのための支援を充実します。
- ⑦ 男女共同参画社会の形成を推進するため、庁内推進体制、専門相談員による相談窓口などの充実を図ります。
- ⑧ 男女共同参画社会の実現を目指す市民団体と協働し、啓発や各種講座等の開催を推進します。
- ⑨ 地域における行事など様々な習慣・慣行に対し、男女共同参画社会の形成の視点による見直しを進めるため、広報・啓発活動を推進します。



男女共同参画社会基本計画策定審議会

* ライフステージ：人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階。

3 多様な交流によるまちづくりの推進

現状と課題

国を越えた情報通信システム・交通網の発達を背景に、国際交流・連携は重要なものとなっています。また、各地域間の交流は、新市の一体性を創出する上で重要な役割を持っています。

さらに、このような交流・連携がもたらす人・もの・情報などが、地域の人材育成や文化の発展、地域の活性化に大きな効果をあげると期待されます。

新たなまちづくりを進めていく上でも、このような国際交流や地域の資源を積極的に活かした交流・連携活動は欠かせないものとなっています。



ALT授業

施策の方針

交流の基盤づくりや条件整備を進めることによって、国際性豊かな人材の育成、諸外国の人々との交流などの国際交流を推進するとともに、地域の歴史、伝統、文化などの活性化を図るため地域間交流を促進します。

主要施策

(1) 外国の語学や文化を学ぶ機会など国際交流の推進

- ① 各種の国際交流団体の関係部署による育成支援及び連携強化に努め、これら団体の活動を通じた国際交流の推進に努めます。
- ② 市民の国際理解を深めるための機会の充実や語学教育の推進により、国際理解の醸成に努めます。

(2) 国際感覚豊かな人材の育成

- ① 中学校の海外研修、海外からの研修生・留学生の受け入れ等を通して、諸外国との文化、教育等の各分野の交流促進に努めます。
- ② インターネットを活用して、交流に関する情報の受発信ができるシステムの構築を検討します。

(3) 地域特性を活かした、さまざまな分野における多様な国内・国際交流の推進

歴史・文化・スポーツなどを通じ、他の地域との自主的な交流活動の支援を行います。

4 市民参加のまちづくりと嘉麻市自治基本条例（仮称）の制定

現状と課題

地方分権の進展により自己決定、自己責任が問われる一方、市民ニーズはますます多様化してきており、このような状況に的確に対応するため政策の形成過程などへの市民参画の拡充が求められています。

市民参画による協働のまちづくりを推進していくためには、市民参画の基本となる条例等を前提とした行政に関する情報の積極的な提供や、市民参画型のまちづくりへの関心を高めることが必要です。

本市ではこれまで、広報紙、ホームページを通して各種の情報公開を進めてきましたが、今後は、だれもが利用しやすく分かりやすい方法での情報の公開やインターネットによる情報交換の場の提供など多様な手法での広報公聴活動の展開が必要となってきています。

一方で、情報処理技術、通信技術が飛躍的に進展する社会状況下においては、個人情報保護法のもとで確実な保護対策が必要です。

都市化の進展や生活様式・価値観の多様化に伴い、市民相互の交流やふれあいが減少してきています。さらに、従来から地域の防犯、環境美化や子どもの健全育成などの役割を担っている自治会等において、地域コミュニティの希薄化が問題となってきています。

また、団塊の世代の大量退職を控え、団塊の世代を地域に取り込み地域の活性化につなげるなど、その対策も必要とされています。

今後は、地域住民や様々な団体との^{*}パートナーシップを構築し、地域課題などの解決のため、それぞれの個性や能力に応じた連携・協力により、住み良い地域社会を共に形成していくことが求められています。

施策の方針

市民との情報の共有化を進め、まちづくりへの市民参画を進めるとともに、協働による活力ある地域づくりを推進します。

* パートナーシップ：友好的な協力・連携。

主要施策

(1) 「嘉麻市自治基本条例」(仮称)の制定

市民の意見を政策形成過程において取り入れていくため、審議会等への公募枠の確保など、市民参加の基本となる「嘉麻市自治基本条例」(仮称)の制定に努めます。

(2) 地域活動の活性化

各地域における活動のきっかけとして、地区公民館等の活性化や地域の活動支援に取り組みます。

(3) ボランティア活動の支援

協働のまちづくりに欠かせないボランティア活動の支援のため、人材バンクへの登録の推進、社会福祉協議会が行っているボランティアセンターとの連携を図ります。



ボランティア団体によるおはなし会

(4) 広報・公聴活動の充実

- ① 広報紙やホームページを通して市民への情報提供の充実を図ります。
- ② 市民の意見を聴く手段としてさまざまな懇談会の開催により、積極的に市民の声を把握し、市民と行政との情報のやりとりができる仕組みづくりを推進します。

(5) 情報公開制度の確立

- ① 広報・広聴手段の多様化や情報の電子化を推進し、時間や場所に制約されない行政サービスの提供に努めます。
- ② 利用者の視点に立った情報が必要なときに正確に伝わるよう努めます。
- ③ 各種計画の策定等に際し、市民から意見を求めるパブリックコメント^{*1}や協働の場となるワークショップ^{*2}、各種団体との懇談会などを積極的に実施します。

*1 パブリックコメント：各種計画等の策定にあたり、計画案を公表し、この案に対して市民から提出された意見・情報を考慮して意思決定を行う手続きのこと。

*2 ワークショップ：参加型学習（研修）。

5 効率的な行財政運営の推進

現状と課題

組織・機構は、行政サービスを提供するための手段であり、行政需要の変化などに応じ既存の組織を随時見直していく必要があります。また、部課をまたがる行政課題に迅速に対応するため関係部署の職員による横断的な組織編成の方法、組織の責任・権限を検討し、プロジェクト事業を効率的に行える体制づくりが必要です。

新規採用職員から管理職職員まですべての職員に対し、職員の資質を高めるためのさまざまな研修を行う必要があります。

さらに、職員研修の成果や職員のやる気を最大限に発揮できるような職場環境を築くとともに、職員の適正配置により、行政効率化を図る必要があります。

また、市の財政は硬直化が進行している状況にあり、今後は、行財政改革を積極的に進めながら、財政の健全化に向けて効率的、効果的、計画的に財政運営を進めることが重要となります。

施策の方針

地方分権の進展や多様化する市民ニーズに適切に対応するため、職員の資質向上を図るとともに、効果的・効率的で自立した行財政づくりを推進します。

主要施策

(1) 組織機構改革の推進

- ① 総合計画の施策体系を効果的、効率的に執行し、市民ニーズに的確に対応するため、組織機構の簡素合理化を推進し、利用する市民の視点に柔軟に対応できる、わかりやすい体制とします。
- ② 公共・公用施設等については、地域特性やバランス、財政事情等を考慮して、統合・整備を進めながら適正配置を図ります。
- ③ 既存施設の有効活用を図るため、市全体における施設間の情報ネットワーク化をさらに進めます。

(2) 行政職員の資質向上の推進

- ① 地方分権時代に対応できる人材を育成するため、職員研修を計画的に実施し、職員の資質や政策形成能力、法制執務能力などの向上を図ります。
- ② 民間企業への研修にも取り組み、市民の視点や経営感覚の向上を図ります。
- ③ 職員の知識や能力を最大限に生かすことのできる職務への人事配置と計画的な専門職員の育成に努めます。

(3) 中長期的な展望に立った財政運営体制の推進

- ① 実施計画や財政計画などを作成して財政運営の健全化を推進していきます。
- ② 自主財源の確保のため、市税などの収納率の向上を図ります。
- ③ 国・県などの補助制度を効果的に活用するとともに、財政指標等の推移などに留意しながら、合併特例債のように後年度に地方交付税などで補填される効率的な市債を活用します。
- ④ 使用料・手数料などについては、受益者負担の原則に基づき適宜、適正化に努めます。
- ⑤ P F I^{*}、指定管理者制度など民間活力の導入や民間委託などにより、行政コストの削減を推進します。

* P F I：プライベート・ファイナンス・イニシアチブ（Private Finance Initiative）の略。
公共事業に、民間会社の資本や経営ノウハウを導入し、事業の効率化を図ろうという政策手法。

第7章 広域的視点からのまちづくり

基本方針

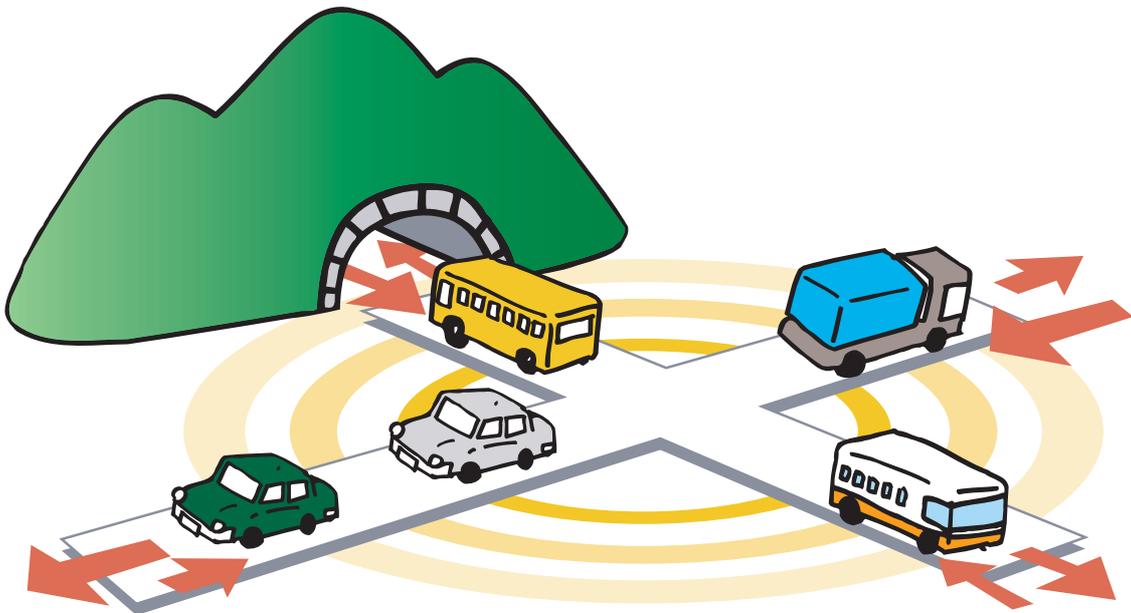
本市がもつ広域的な交通基盤を活用して産業、観光、市民生活などさまざまな分野で隣接市町村との広域交流・連携を図り、広域生活圏が一体となったまちづくりを推進します。

施策体系

広域的視点からのまちづくり

広域的地域交流・連携の推進

飯塚市・桂川町との連携強化



1 広域的な地域交流・連携の推進

現状と課題

市民の通勤・通学や買物など日常の生活行動は、ますます広域化しており、質の高い生活圏の創造に向けた広域的な活動に資する交通網の整備が求められています。

今後は、筑豊横断道路（八木山バイパス）、国道322号（バイパス）、同八丁峠トンネル等の整備を促進するとともに、JRの本数増加や複線化のほか、福岡市営地下鉄への直結さらにはJR各駅へのバス路線の拡充や増便等^{*}アクセスの向上など広域交通軸の整備を通して、飯塚市、桂川町はもとより、福岡、北九州、久留米の各都市圏との産業、観光、福祉・医療、教育など幅広い分野にわたる交流・連携が期待されています。

施策の方針

広域交通軸を背景とした産業、観光、福祉・医療、教育などさまざまな分野における広域的な地域交流・連携を通して、地域活性化を推進します。

* アクセス：施設や目的地などへ到着する方法や手段の意味で用いられることが多く、交通アクセスなどと呼ばれる。

主要施策

(1) 広域道路網の整備促進

本市の広域幹線軸となる筑豊横断道路（八木山バイパス）、国道322号（バイパス）、同八丁峠トンネル等の早期整備を促進します。

(2) 公共交通の整備促進

- ① J R 福北ゆたか線各駅へのバス路線の拡充や既存路線の維持・継続さらには、増便・増結を民間交通事業者に要請します。
- ② J R 九州への終電の時間延長や複線化等を要請します。
- ③ 福岡市営地下鉄の篠栗線までの延長要請に取り組みます。

(3) 産業の活性化

北部九州自動車150万台生産拠点構想に基づく隣接市町村一体となった企業誘致を推進します。

(4) 観光の活性化

朝倉市の秋月史跡等隣接市町村の観光資源を活用した広域観光ネットワークの形成を図ります。

(5) 高度医療体制等の充実

久留米大学病院、九州大学病院等の緊急・高度専門医療機関への飯塚消防組合などを介した連携の確立に努めます。

(6) 通学エリア拡大への対応

福岡、久留米都市圏等への高等教育通学エリアの拡大等に向けた交通アクセスの向上を図ります。

2 飯塚市・桂川町との連携強化

現状と課題

本市をはじめ飯塚市、桂川町の旧嘉飯山地域を構成する2市1町は、新市に移行後も一つの生活圏として産業、市民生活などさまざまな分野で交流・連携が行われています。

さらに、旧嘉飯山地域は県の内陸交流・情報産業の集積拠点として位置づけられ、市町間道路の整備やソフト面における情報基盤整備など官民あげて積極的な活動が展開されています。

今後は、市町間の道路ネットワークの形成のための計画的な道路整備、ハード、ソフト両面にわたる整備に向けた圏域一体となった情報化推進体制の整備や情報産業の育成等を図ることによって地域の活性化が求められています。

広域行政の面からは、広域的な行政サービス等への対応や効率的な行政運営のためにも旧嘉飯山地域との連携が不可欠であり、一層の連携強化が求められています。

施策の方針

連携と交流を通して一体感のある広域生活圏づくりを促進します。

主要施策

(1) 地域一体となった交流・連携の推進

- ① 広域的視点に立って旧嘉飯山地域の情報拠点都市圏としての資源を生かし、国際的学術開発機能の集積を図り、新たな産業展開による活性化に努めます。
- ② 遠賀川流域の特長ある自然や歴史的・文化的資源を生かしたレクリエーション機能の整備促進による地域活性化を図り、遠賀川流域ゾーンとしての生活圏形成に努めます。
- ③ 旧嘉飯山地域に残存するボタ山、炭鉱住宅跡地の有効活用を図るとともに、歴史的な産業遺産や文化遺産を地域の活性化に向けて活用します。

(2) 地域の利便性を高める交通網の整備

道路ネットワークの形成を図るため、市町間の連携により計画的な道路整備を推進するとともに、市町と広域幹線道路を結ぶ道路整備を推進します。

(3) 地域に活力をもたせる情報化の推進

- ① 情報拠点都市圏づくりの一環として、官・民連携のもと、一体となって情報化推進体制の整備に努めます。
- ② 旧嘉飯山地域の地域活性化に向け、情報産業の育成に努めます。
- ③ 光ファイバー網の整備、情報ネットワークの構築など情報・通信基盤の整備に努めます。

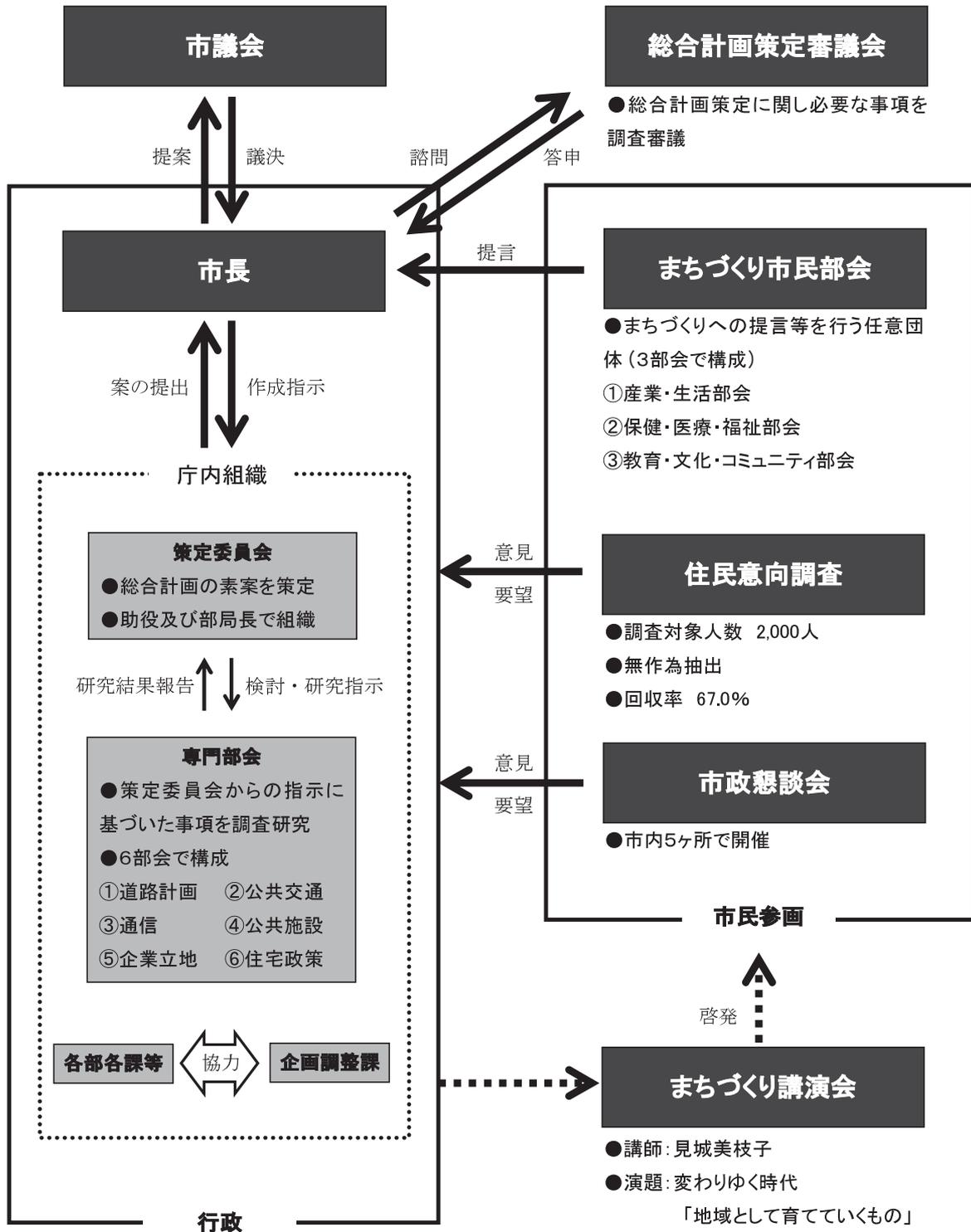
(4) 広域行政の推進

行政サービス向上のため、行政事務の広域化や職員交流等旧嘉飯山地域との連携による広域行政を推進します。

資料編



嘉麻市総合計画策定フローチャート



嘉企第278号
平成18年9月7日

嘉麻市総合計画策定審議会
会長 下村 孝 殿

嘉麻市長 松 岡 賛

第1次嘉麻市総合計画について（諮問）

地方自治法第2条第4項に規定する本市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、基本構想を策定したいので、嘉麻市総合計画策定審議会条例第2条の規定により、下記事項について貴審議会の意見を賜りたく諮問いたします。

記

- 1 第1次嘉麻市総合計画（基本構想）案について
- 2 第1次嘉麻市総合計画（基本計画）案について

平成19年2月1日

嘉麻市長 松岡 賛 様

嘉麻市総合計画策定審議会
会 長 下 村 孝

第1次嘉麻市総合計画について（答申）

平成18年9月7日付嘉企第278号で諮問のありました第1次嘉麻市総合計画（基本構想・基本計画）案について、嘉麻市総合計画策定審議会において慎重に調査、審議の結果、別紙のとおり本審議会の決定を得たのでここに答申します。

なお、当審議会として総合計画を推進するにあたって、主要な意見を付しますので、これらの意見を尊重されるとともに、市民と行政が一体となって本計画を着実に推進されるよう要望します。

付帯意見

- 一 総合計画に掲げられた事業の実施にあたっては、行政改革大綱、行政改革実施計画及び財政計画に基づくとともに、事業の必要性や効率性を精査し、適正に実施すること。
- 一 総合計画の推進にあたっては、市が直面する危機的財政状況など、山積する諸問題を解決していく能力が必要であり、職員の意識改革、自己研鑽、創意工夫、また、市長の的確なリーダーシップの発揮が強く求められる。
- 一 予算編成にあたっては、その編成過程から市民への情報提供をはじめとした説明責任の徹底を図り、市民と行政の協働による取り組みに努めること。
- 一 実施計画の策定、実行にあたっては、市民参加を含めた行政評価機関を設置し、各種事業が効率的に実施されているかの点検・評価体制を構築すること。
- 一 自治基本条例については、市民参画、市民と行政の協働の観点から早急な制定が必要となるが、条例にパブリックコメント、住民投票の規定を盛り込むこと。

嘉麻市総合計画策定審議会の審議経過の概要

審議会	開催年月日	審議の内容等
第1回	平成18年9月7日	1 委嘱書交付及び市長あいさつ 2 委員、事務局職員紹介 3 会長選出及び副会長任命（会長・副会長あいさつ） 4 総合計画（基本構想・基本計画）案諮問 5 総合計画策定に係る概要及び日程説明 6 審議会の進め方
第2回	11月17日	1 計画の構成の審議 2 第1編 序論の審議 3 第2編 基本構想の審議
第3回	12月21日	1 第2回審議会審議事項の確認 2 第3篇 基本計画の審議
第4回	平成19年1月18日	1 第3回審議会審議事項の確認 2 第1編 序論 第2編 基本構想 第3篇 基本計画の総括審議 3 答申書、付帯意見書の審議及び取りまとめ
第5回	2月1日	1 第4回審議会審議事項の確認 2 答申書、付帯意見書の確認 3 総合計画（基本構想・基本計画）答申

嘉麻市総合計画策定審議会委員名簿

50音順
敬称略

氏名	所属等	備考
大里 信義	公募委員	
草野 章	元山田市イメージアップ委員会委員	
齊藤 由美	公募委員	
下村 孝	近畿大学九州短期大学教授	会長
高橋 祐子	公募委員	
仲島 忍	碓井町商工会青年部長	
深町 晴	公募委員	
穂坂 和義	嘉麻市小中学校組織会長 大隈小学校校長	
村上 曙生	山田地区区長会会長	副会長
森 裕治	認定農業者、遠賀川源流の森づくり推進会議議長	
森 由紀子	ケアマネージャー連絡会議推薦者	
櫛 ひろ子	公募委員	

嘉麻市総合計画策定審議会条例

平成18年7月10日

条例第194号

(設置)

第1条 行政施策の総合的な計画を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、嘉麻市総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、前条に規定する計画の策定に関し必要な事項の調査及び審議をする。

(組織)

第3条 審議会は、委員12名以内で組織する。

2 委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める諮問に係る事務が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が任命する。

4 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は会長が招集する。

(会議)

第7条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し、審議会の運営に必要な事項は、規則で定める。

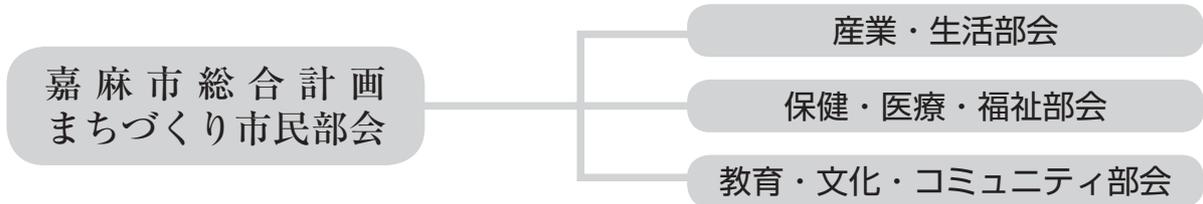
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

嘉麻市まちづくり提言書

平成19年1月 嘉麻市総合計画まちづくり市民部会

●構成



産業・生活部会

本部会では、産業面では農産物直売所等は盛んなわりに、農業としての魅力がとぼしく、嘉麻市ブランドの確立までには至っていないなど新市としてのブランドづくりなど農業の魅力づくりが課題として取り上げられました。

また、市内には数多くの歴史・文化資産があるものの、一つのまちとしての一体感に乏しく、祭りや行事を含めた新市としてのまとまりが求められています。

生活環境面では、生活・観光両面を踏まえた市内バス循環や生活道路の整備、見直しの必要性、産業廃棄物処理や不法投棄を含めたりサイクルを前提にしたゴミ処理システムの遅れ、さらには河川浄化と下水道整備、環境美化や景観整備、公園緑地の整備を含む住環境の充実等が課題としてあげられました。

以下に、これら諸課題を踏まえた具体的な提言の内容（具体的な取組事業）を整理しました。なお、提言によっては「事業を実現するための住民参加の方法」を一緒にあげています。

① 地場産品のブランド化

●地元農家と共同で農産物販webサイトの創設	(住民参加方法) ・幅広い意見を取り入れるために、Webサイト運営委員会（仮称）を立ち上げる
●無農薬野菜栽培の推進	(住民参加方法) ・栽培方法の情報提供参画型農業 シルバーボランティア

② 農業の魅力の教育

●食育の推進（学校給食から地産地消）	(住民参加方法) ・食育ボランティア
●市内外の人に知ってもらうことも含めた市民農園の開設支援 ●後継者育成のための農業塾の開設支援	(住民参加方法) ・市民農園・農業塾の運営組織を立ち上げる ・運営事業 ①賃借期間の取りまとめ ②賃借人枠の設置 ③指導者の派遣要請

④農園周りの草刈や水利等の維持管理
 ※組織設立当初の賃借人の受け入れは、農園の住民への周知と嘉麻ブランドの創造とを兼ねて枠を作る。
 例えば、学生枠、家庭菜園枠、団塊世代枠 等

③ 市民と一体となれる行事等のあり方

●行事委員会（仮称）の立ち上げ	(住民参加方法) ①委員として ②行事スタッフとして ③行事への提供者（もの・人・店）として
-----------------	--

④ 生活・観光に密着したバス運行

●目的別に時間を設定するなど運行時間の見直し	(住民参加方法) ・運営方法への意見の投函等
●観光面を含めた運行ルートの見直し	(住民参加方法) ・観光資源の発掘、情報提供
●新たな観光資源の発掘を含めた観光マップの作成	(住民参加方法) ・観光資源の発掘、情報提供
●コミュニティバスの利用促進フェアの開催	●バスでの公共施設の宣伝広告の推進

⑤ 生活道路の見直し

●住民の意見を十分取り入れた道路等の整備	(住民参加方法) ・地域等で意見を集約し、市に依頼する
●住民からの意見が反映できる体制づくり	(住民参加方法) ・優先順位決定の透明性、正当性を審査する
●透明性のある優先順位決定方法の検討	(住民参加方法) ・優先順位決定の透明性、正当性を審査する

⑥ ゴミの資源化

●資源ごみ分別数の拡大	(住民参加方法) ・資源ごみの分別収集方法
●公共リサイクル場の設置	(住民参加方法) ・リサイクル品の収集、情報の提供
●リサイクル情報の収集・発信	(住民参加方法) ・リサイクル品の収集、情報の提供

⑦ 不法投棄撲滅

●罰則条例の制定	(住民参加方法) ・定期的なパトロールの実施
----------	---------------------------

⑧ 産業廃棄物への対応

●公共産業廃棄物場の設置 (まずは市内の廃棄物、市外の廃棄物を受け入れ収入増、雇用増)	(住民参加方法) ・定期調査への立会い
●環境汚染度の定期調査の実施	(住民参加方法) ・定期調査への立会い
●汚染被害の知識教育の実践	

⑨ 河川及び下水道の整備

●合併浄化槽の整備 ・浄化槽設置に伴う補助割合を高める ・使用方法を指導する ・し尿処理経費を統一し、不公平感をなくす	
--	--

●川を身近に感じられるような仕組みづくり ・川に親しむ環境をつくる ・地域別汚染度定期調査結果を公表する	(住民参加方法) ・家族、地域への啓発
--	------------------------

⑩ 環境美化

●嘉麻市環境Dayと環境週間の設置	(住民参加方法) ・家族、地域への啓発
●美化活動などの情報発信	(住民参加方法) ・環境美化への取り組みをPRする

⑪ 公共施設の整理、有効活用

●「公共施設の整理」→「場内規則や使用料金などのルール作り」→「開放場所」の情報配信	(住民参加方法) ・公共施設運営委員会（仮称）を組織して、上記事業に取り組む
--	---

⑫ 公園のあり方

●「公園の意義について調べる」→「住民が主体となり公園のあり方について検討する」→「行動へ移す」の実践

⑬ 定住環境の促進

●市内物件の官民情報を集中管理し、市報などを通じた情報の発信	(住民参加方法) ・空き家情報の提供
●工業用地・農地の転用の枠を緩やかにするなど土地流通の促進	

⑭ 景観形成

●子どもから大人まで自然に親しめる環境づくり（川遊び、森づくり）	(住民参加方法) ・自然探索コースづくり ・用地の提供 ・登山、川遊び、森づくりイベントの開催 ・自然遊びの情報誌を作成する
●サイクリングコース、ウォーキングマップの作成	(住民参加方法) ・情報の提供
●景観保存のルール策定	

⑮ 情報の共有化

●HP、広報の充実

●産業・生活部会委員名簿

氏名	所属等	備考
安 陪 洋 蔵	市民	
伊 藤 貴 裕	行政	書記
伊 藤 富貴江	市民	
犬 丸 貴 弘	行政	
江 藤 正 男	市民	
尾 籠 拓 自	行政	
坂 口 陸 海	公募委員	
坂 田 雅 量	公募委員	
高 岩 誠 吾	行政	
高 野 敏 寛	公募委員	
高 橋 裕 樹	行政	
畠 中 博 文	市民	部会長
松 岡 彰	行政	
山 本 和 代	行政	
吉 田 正 語	行政	

※50音順、敬称略

保健・医療・福祉部会

本部会では、まず、旧市町保有の諸施設の有効活用が指摘されたほか、施設や設備などの医療機能や医師の不足などが課題としてあげられました。

福祉面では、「生きる」ことの大切さを踏まえ、ノーマライゼーションの理念のもとでの障がい者を中心とした地域福祉の重要性が指摘されました。

高齢者については、安心して、生きがいをもって暮らせるまちづくりに必要な仕組みのあり方等が課題としてとりあげられました。

併せて、少子高齢化で表裏一体をなす子育て支援についても、ソフト面を中心とした地域力のあり方等が求められています。

以下に、これら諸課題を踏まえた具体的な提言の内容（具体的な取組事業）を整理しました。なお、提言によっては「事業を実現するための住民参加の方法」を一緒にあげています。

① 市有施設等の有効利用

<ul style="list-style-type: none"> ●施設の利用状況の公表 ●不用施設（土地）の公表 ●施設の利用規約の緩和 	(住民参加方法) ・市内の施設を積極的に利用してもらう
<ul style="list-style-type: none"> ●施設の誘致 ・保育施設を専門的技術を学ぶ場所とする 	

② 医療機関の充実

<ul style="list-style-type: none"> ●医師の確保 ・医師の育成奨学金 	(住民参加方法) ・奨学金基金のための寄付をする
<ul style="list-style-type: none"> ●医療機関・総合病院の充実 ・医療機関の実態調査を行う ・市民による病院定期診断 ・日赤病院に助成し委託する ・日赤病院の充実・拡大 ・診療科目や施設の充実を日赤に要望する ・公的医療機関を設置し、救急体制を整える 	(住民参加方法) ・空家・空地の提供 ・市内の病院を利用する ・医療機関充実のための要望活動

③ 情報共有

<ul style="list-style-type: none"> ●医師・患者間の情報の共有 ・市民と医院との懇談会の定期的な開催 ・セカンドオピニオン制度の強化 ・医療データの統計的手法による患者教育 ・患者間の情報交換システムの設立（“〇〇手術者のつどい”など） ・退院者への「病気管理手引書」の発行 ・医療ネット情報サービス機関の設立 	(住民参加方法) ・医師の評判などに関する口コミの活用
---	--------------------------------

④ 自分の大切さ、いのちの大切さを知る

<ul style="list-style-type: none"> ● 「自分を語る、他人を知る」「自分のできることを発表する」などの場や機会の創出 ● 「障がい」から受けるイメージを考える場や機会の創出 	<p>(住民参加方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「命」を大事にする、思いやりを持って人に接するなどの身近にできることから実践
---	--

⑤ バリアフリー化

<ul style="list-style-type: none"> ● 店舗の新建築基準の設定 ● バリアをすべてなくすためのバリアフリー施設見学、バリアを感じる経験等の実施 ● 福祉施設マップの作成 	<p>(住民参加方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バリアフリーに関する情報を市民と共有する
--	--

⑥ 福祉のまちづくりの充実

<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者が働ける空き店舗・空き教室の活用 ● 学校の障がい児受入れのための教員の配置 ● 障がい者との交流の場の創設 ● 高齢者体験等体験学習の実施 ● 田川県立大の学生を活用した子どもへの教育の実践 ● 弱者に対する教育の充実 ● 小中学校での「生きる力」「いのち」「支えあいの大切さ」など福祉教育、道徳教育の充実 	<p>(住民参加方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭教育 ・ 交流の場を支えるボランティアネットワークへの参加 ・ ゲストティーチャーとしての参加
--	---

⑦ 高齢者が元気に過せる環境づくり

<ul style="list-style-type: none"> ● 保健師などによる寝たきり予防など健康講座の充実 ● 早期発見・早期治療のシステム化 ● 保健師と一体となった日常生活態度の点検 	<p>(住民参加方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康講座への積極的な参加 ・ 日常生活の中での生活習慣病の予防
---	--

⑧ 高齢者の生きがいづくり

<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者人材バンクネットワークの活用 ● 伝承遊び等を通しての幼児と高齢者との交流 ● 保育園と老人施設の一体化を図る幼老共生の実践 ● 人生体験を活かす場など高齢者パワーを発揮できる方策の強化 ● 高齢者の活動の場としての自由に集える場所の設置 ● 高齢者が得意とすることを公表できる場の設置 ● 高齢者や障がい者が自宅に引きこもらないようなシステムづくり ● 高齢者や障がい者が利用しやすい市バスの充実 ● 運動が出来る場の設置

⑨ 安心して年をとれるまちづくり

- 市内のボランティア団体、各種イベント等を通じた高齢者情報提供の拡充
- 宅老所の設置 ●介護医療品改良の提案制度の創設 ●家族介護教育の開催
- （家族）介護研修の義務化 ●介護管理指導手引書の発行
- 高齢者が被害にあわないためのテレホンサービス（ボランティア）や自動連絡システムの実施
- 介護保険の利用や公的補助など紹介各種サービスの紹介システムの構築
- 24時間のホームヘルプ派遣事業の充実
- 高齢者110番の創設 ●高齢者に対する意識調査の実施

⑩ 安心して子どもを育てられる環境づくり

- 少子化の原因調査などの実施 ●子どもが遊べる公園の整備
- 子育てネットワークによる交流
- 子育てのサポートができるボランティアなど人材・組織の形成

⑪ 子育て、保育と学童保育の充実

- 託児所のある事業所の支援 ●緊急時の保育園、託児所の設置
- 日祝日も預けられる保育サービス、学童保育サービスの実施
- 延長保育の時間延長 ●学童保育での夏休み中の給食実施
- 要保育士免許保有者による病児保育ボランティアの育成

●保健・医療・福祉部会委員名簿

氏名	所属等	備考
明石英夫	市民	
有田百合子	公募委員	
大里和久	市民	部会長
梶原翠	公募委員	
小林純一	行政	
陣上慶子	行政	
田中忠男	公募委員	
寺田由美子	行政	
橋本利根	公募委員	
稗田佳子	公募委員	
平尾みづえ	市民	
廣谷友紀	行政	書記
松岡守之	行政	

※50音順、敬称略

教育・文化・コミュニティ部会

本部会では、まず、朝食抜きの児童・生徒の実態を踏まえた上で家庭教育の重要性が指摘されました。

学校教育や青少年健全育成のあり方としては、体験学習など郷土の歴史・文化資源を活用した生きた学習や公開授業・空き教室の活用など開かれた学校づくり、さらには地域の教育力のそれぞれのあり方が課題となっています。

また、本市は数多くの祭り、行事を含む歴史・文化資産を持ちながら、新市としての一体感が乏しいことから、全市民への情報提供など一体感の創出のための仕掛けづくりなどが必要となっています。

以下に、これら諸課題を踏まえた具体的な提言の内容（具体的な取組事業）を整理しました。なお、提言によっては「事業を実現するための住民参加の方法」を一緒にあげています。

① 食育を中心とした家庭教育の充実

<ul style="list-style-type: none"> ● 学校側からの食育に関するプリントの定期的な配布 ● 学校、地域での朝食の効果を宣伝・啓発 ● 親や子どもに対する食育教育の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもに朝食を食べさせないのは、親の責任放棄である ● 食育推進計画の策定要望 ● 食育推進運動のPTAへの呼びかけ 	(住民参加方法) <ul style="list-style-type: none"> ・ PTAや保護者、学校(先生)、行政、議会議員、学識経験者等各分野から人を選出し、どうしたら子どもが朝食を食べるようになるか検討する
---	---

② 学校教育のあり方

<ul style="list-style-type: none"> ● 体験学習の継続 ● 1ヶ所の学校プール夏休み限定利用 ● わかりやすく、興味をもてる授業の実施。そのための研究発表、公開授業の実施 ● 小・中学校の空き教室を学習室として開放 ● 教師の資質向上のための小・中学校での公開授業の実施 ● 飯塚市と同レベルのテストの実施及び情報の公開

③ 高等教育機関

<ul style="list-style-type: none"> ● 市内の2高校を存続していくための市民と一体となった支援

④ 文化都市としてのイメージアップ

<ul style="list-style-type: none"> ● 母里太兵衛の槍(日本号)、漆生用水、山上憶良等文化資産を子どもたちを含む市民へ啓発・宣伝 ● 益富城址及び歴史街道の宣伝 	(住民参加方法) <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民への文化財、施設等の情報提供
---	--

<ul style="list-style-type: none"> ●つかこうへい、加藤一二三、織田廣喜美術館、遊人の杜等を活かす試み ●遠賀川水源を守っていく行事を拡大した嘉麻市の宣伝 ●本市の歴史・文化資産の学びを市内の小中学校で深めていく試み 	<p>(住民参加方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郷土の冊子を作り、親たちへ配布
--	--

⑤ 図書館の充実

<ul style="list-style-type: none"> ●同一日である各地区図書館の休館日を変える ●稲築地区への学習室の設置 ●夏休み限定で図書館・プール・学習室へのバス運行
--

⑥ 石炭の歴史学習

<ul style="list-style-type: none"> ●石炭資料館の設置 ●空き部屋を活用した既存資料の展示 ●「筑豊の子守歌」の啓発
--

⑦ コミュニティ（地域）の教育力

<ul style="list-style-type: none"> ●子どもたちへのスポーツ振興及び将来性のある選手の育成 	<p>(住民参加方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少ない挫折を早めに体験させる地域でのやさしい見守り
<ul style="list-style-type: none"> ●一芸一能のある人の発掘・支援 ●まちが一体化するためのシンボルの創設 ●こども110番等、地域での見守りシステムの定期的な見直し ●地域資源を知るための嘉麻市内の風景街道の作成 	

⑧ 市内バスの見直し

<ul style="list-style-type: none"> ●子どもたちも乗車できるような市バス（福祉バス）の仕組みづくり

●教育・文化・コミュニティ部会委員名簿

氏名	所属等	備考
小倉正美	公募委員	書記
折川恵子	市民	
金子英喜	市民	部会長
坂口守	公募委員	
田中早苗	公募委員	
畠間堅	公募委員	
福澤正利	市民	
星川初秀	市民	
松隈直文	行政	
三宅チエ子	公募委員	
山下祐典	公募委員	

※50音順、敬称略

編集・発行 嘉麻市企画財政部企画調整課
〒820-0502
福岡県嘉麻市上臼井446番地1
〈電話〉0948-62-5661 〈FAX〉0948-62-5018
〈ホームページURL〉<http://www.city.kama.lg.jp>



嘉麻市